財政運営基準	実務基準内容	備 考
第4 財政計算	平成25年3月31日以降を基準日とする財政計算においては、当実務基準を適用すること。	ただし、 ・第4-1-(3) -カの指定基金の取扱いの削除 ・第4-4-(5) -ア(ア) c及び(イ) dの特別掛金率の算定方法 ・第4-4-(7) -エ(エ)の削除 ・第4-5の指定基金の取扱いの削除 については、平成24年1月31日付通知『厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて』(年発0131第2号)の発出日以降の財政検証及び財政計算から適用し、 ・第4-4-(9) -カの追加については、平成24年9月26日付通知『「厚生年金基金の財政運営について」及び「厚生年金基金の財政運営について」及び「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正について』(年発0926第1号)の発出日以降の財政計算から適用する。
	(注) 平成 22 年 1 月 15 日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』(年発第 0115 第 1 号)第 3 による改正後の財政運営基準を「前回改正後の財政運営基準」、改正前の財政運営基準を「前回改正前の財政運営基準」という。	・前回の財政計算で前回改正前の財政 運営基準を適用しており、財政計算時 において代行部分掛金率と基本プラ スアルファ部分掛金率を使用する必 要がある場合には、前回の財政計算で の基本部分の掛金率を、代行部分と基 本プラスアルファ部分に合理的な 法により配分した掛金率を使用する こと。 (例示)特別掛金率の合理的な配分 ・ 基本プラスアルファ部分の数理 債務と最低責任準備金+最低 任準備金調整額の比で按分 ・ 基本プラスアルファ部分の数理 債務と基本プラスアルファ部分 の特別掛金収入現価が等しくな るように基本プラスアルファ部分 の特別掛金率を定め、残りを代 行部分の特別掛金率とする。 ・ (基本プラスアルファ部分が小 さい場合)すべて代行部分の特別 掛金率とする。
第4-1 財政計算を行う べき場合		・財政計算とは、基金設立時等の財政 計算、財政再計算及び変更計算をい う。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
第4-1-(1) 基金設立時等の		
財政計算 一ア	基金を設立しようとする場合	
<i>─</i> 1	基金の合併により新たに基金を設立しようとする場合	・吸収合併の場合でその後存続しようとする場合は(3)変更計算のクに該当。
一ウ	基金の分割により新たに基金を設立しようとする場合	・基金分割の場合でその後も継続する 基金は(3)変更計算のクに該当。
—x	企業年金基金が基金となる場合	
第4-1-(2) 財政再計算		
一ア	基金を設立(合併又は分割により新たに基金を設立した場合及び企業年金基金が基金となった場合を含む。) した日から 36 月が経過した日の属する事業年	・同時に代行保険料率を算定する必要がある。
	度が終了した場合	・財政再計算と給付増額を同時に行う場合などは、各々申請せずに財政再
—/	直前の財政再計算の基準日の翌々日から 48 月が経過 した日が属する事業年度が終了した場合	計算の中で合わせて給付増額を行 うこととして差し支えない。
一ウ	第4-4-(2)の全ての基礎率を見直した場合	<ul><li>・変更計算において全ての基礎率を見直す場合を含む。</li><li>・全ての基礎率を見直した結果、一部の基礎率を据え置く場合を含む。</li><li>・大半の基礎率を見直しても、一部の基礎率を見直さなかった場合には、財政再計算には該当しない。</li></ul>
第4-1-(3) 変更計算	・年金数理人は、基金財政の健全性の見地からその変 更内容による影響を、基金に知らせること。	
	・財政再計算以外で代行保険料率の算定を行った場合 は、変更計算を実施すること。	
	・変更計算は、該当する計算区分のみ行うことができる。	・該当する計算区分とは、基本部分・ 加算部分(加算部分の給付額が複数 個に分割されている場合はその該 当する部分(例えば、第1加算、第 2加算等))を言う。
一ア 給付の変更	「年金たる給付又は一時金たる給付の変更に係る規 約の変更の認可申請を行う場合(当該規約変更の内容 が直前に報告された財政計算に反映されている場合 及び合併及び分割又は給付の支給に関する権利義務 の移転、承継を行う場合を除く。)」	・基礎率の洗い替えは原則不要。ただし、特段の事情がある場合、基礎率の洗い替えは可能。 (例示) ・前回財政再計算以降、基礎率と実態の乖離による不足金が発生してお

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		り、次回財政再計算を待たずに財政上の手当てを行う場合 ・企業型年金への移行に伴う変更計算の場合は、第12を参照すること。
—イ 給与規程の 変更	「設立事業所の全部又は一部において、年金たる給付又は一時金たる給付若しくは掛金の額の算定の基礎となっている給与規程その他給与に係る定めが変更された場合」 ・設立事業所の一部において給与規程の変更が行われた場合、実態に影響しない場合又は影響が軽微と認められる場合は変更しないことができる。	(例示) ・主力企業以外の給与規程の変更 ・名称変更等(給与の実態に変更のない場合)
一ウ 定年延長	「設立事業所の全部又は一部において定年延長が行われた場合」 ・設立事業所の一部において定年延長が行われた場合であっても、影響が軽微な場合は変更しないことができる。	・同時に代行保険料率を算定する必要がある。 (例示) ・主力企業以外の定年延長 ・最終年齢が変更とならない場合でかつ財政上の影響が軽微である
一工加入員数の大幅変動	「加入員数が、前記(1)基金設立時等の財政計算 (2)財政再計算 (3)変更計算 ウ. 定年延長 エ. 加入員数の大幅変動 ク. 合併及び分割 のいずれかの場合(代行保険料率を算定すべき場合)に該当して行った直前の財政計算の基準日から 20%以上変動した場合 (基金の合併・分割若しくは給付の支給に関する権利義務の移転、承継を行った結果、該当した場合又は変更計算を行わない合理的な理由がある場合を除く。)」  [20%変動の判定方法] 現在加入員数(月末) ≧ 1.20 又は 直前の財政計算時の加入員数 ≦ 0.80	・同時に代行保険料率を算定する必要がある。
	・尚、加入員数の変動が20%未満であっても特段の事情がある場合、人員構成等の変化を勘案のうえ、 基礎率等の洗い替えの必要があれば行うことができる。	
	・基本部分の20%以上で、加算部分が20%未満の場合、	(例示)

財政運営基準	実務基準内容	備  考
	又は、加算部分が20%以上で基本部分が20%未満の場合の加算部分の取扱いについては財政の健全性が確保できる場合においては掛金率の洗い替え、基礎率の洗い替えを行わなくても良い。	・基礎率を見直すことにより、掛金率が低下する場合 ・次回再計算まで別途積立金が留保できる場合 ・掛金率の上昇が僅かであり、次回再計算で掛金の手当てが可能である場合など
	「変更計算を行わない合理的な理由がある場合」とは以下のような場合が考えられる。 [例示] ①加入員数の大幅変動に数ヶ月程度の乖離で連続して該当した場合において、2度目に該当した基準日で変更計算を行い、新掛金率の適用は最初に該当した基準日の翌々日から1年以内に行う場合 ②加入員数の大幅変動に該当した計算基準日とその後に計算基礎率・掛金率等の洗い替えを行うことが予定されている財政再計算等の計算基準日に数ヶ月程度の乖離しかない場合において、財政再計算等の基準日で計算を行い、新掛金率の適用を大幅変動に該当した基準日の翌々日から1年以内に行う場合	・変更計算を行わない場合であって も、代行保険料率の洗い替えは行 う必要があることに留意するこ と。 ・変更計算を行わないこととした場 合には「代行保険料率算定届出 書」のみを厚生労働省に提出する こと。(「変更計算基礎書類」若 しくは「変更計算報告書」の提出 は要しない。)
ーオ 責任準備金 の確保	「財政検証の基準日において、純資産額が責任準備金を下回った場合。 ただし、その下回った額が、資産評価調整加算(控除)額(控除の場合は負値)と「許容繰越不足金」の合計額以下の場合には、基金の判断により、基金の事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができる。」	
	[変更計算の判定基準] 責任準備金 - 純資産額 > 0 ただし、基金の判断によって、次の基準まで変更計 算を留保することができる。 責任準備金 - 純資産額 ≦ 資産評価調整加算(控除)額 + 許容繰越不足金	
	[許容繰越不足金の算定基準] 許容繰越不足金は次の(ア)~(ウ)に掲げる方法のうち 基金があらかじめ定めた方法により算定する。	
	(ア)標準給与総額*1 × 20年の確定年金現価率*2 × 基金においてあらかじめ定めた率*3 「基金においてあらかじめ定めた率」は、『(7.7/1000)×(100+(プラスアルファ(%)))/ 150』を上限とする。ただし、平成17年4月1日前に設立された基金(同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。)にあっては、『(7.7/1000)×(100+(プラスアルファ(%)))/ 110』を上限とする。	<ul> <li>総報酬制を導入していない場合には、7.7を10に読み替える。</li> <li>・許容繰越不足金の設定については、</li> </ul>

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		定められた範囲内で合理的な方法によって設定されていればよい。 例えば、給付の部分毎(代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分)に異なる予定利率を適用する場合には、以下の算式により「20年の確定年金現価率」を設定する方法が考えられる。
		(例示) ・代行部分と代行部分以外で予定利率が異なる場合 20年の確定年金現価率 =(代行部分の予定利率による 20年確定年金現価率×100+代行部分以外の予定利率による 20年確定年金現価率×(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ部分、基本プラスアルファ部分、加算部分でそれぞれ予定利率が異なる場合 20年の確定年金現価率×100+基本プラスアルファ部分の予定利率による 20年確定年金現価率×100+基本プラスアルファ部分の予定利率による 20年確定年金現価率×(基本部分のプラスアルファの)+加算部分の予定利率による 20年確定年金現価率×(加算部分のプラスアルファ(%))+加算部分のプラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))/(100+(プラスアルファ(%)))
	(イ)責任準備金額** ×基金においてあらかじめ定めた率** 「基金においてあらかじめ定めた率」は、『15/100』を上限とする。ただし、資産評価の方式として数理的評価を用いている場合にあっては、『10/100』を上限とする。 (ウ)前記(ア)又は(イ)のいずれか低い額	
	当該算定基準については、原則として継続して使用する。	・給付額の大幅な見直し、資産の評価 方法の変更等、合理的な理由がある 場合は算定方法を変更することがで きる。
	*1は、当該事業年度の3月における報酬標準給与の月額の総額の12倍に、当該事業年度末の加入員に係る過去1年間の賞与標準給与の額の総額を合算した額。	・総報酬制を導入していない場合は、 当該事業年度の 3 月における報酬 標準給与の月額の総額の 12 倍とす る。
	*2の予定利率は、前記第3-3-(2)-7に定めるもの。	
	*3は、母体企業及び加入員の掛金の負担能力等に十分	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	配慮して定めること。また、当該数値については、「財政計算を行うべき場合」(『第4-1』)に該当したとき、プラスアルファと同時に見直すものとする。	
	*4は、財政検証の基準日における責任準備金の額をいう。	
	*5は、時価の変動を勘案して定めること。	
ーカ 最低積立基準額 及び最低責任準 備金の確保	「財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回った場合であって、次のいずれにも該当しない場合」	・ただし、「最低積立基準額」は財政 検証の基準日が平成24年度末の場 合は0.92、平成25年度末の場合は 0.94、平成26年度末の場合は0.96、 平成27年度末の場合は0.98を最低
	・財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額に0.9を乗じて得た額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上である場合であって、当該財政検証の基準日の属する事業年度の前3事業年度の末日を基準日とする財政検証において、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上である事業年度が2事業年度以上ある場合	積立基準額に乗じて得た額に読み替える。 「最低積立基準額に0.9を乗じて得た額」は財政検証の基準日が平成24年度末の場合は0.82、平成25年度末の場合は0.84、平成26年度末の場合は0.86、平成27年度末の場合は0.88を最低積立基準額に乗じて得た額に読み替える。
	・法附則第32条第1項の認可を受けて「厚生年金基金 の解散及び移行認可について」の別紙厚生年金基金 解散・移行認可基準第5-2-(1)に規定する計画を 実施している場合	
ーキ 掛金に係る規約 の変更		(例示) ・別途積立金を取り崩すことにより、 掛金率を引き下げる場合 ・繰越不足金を解消して掛金率を引き 上げる場合 ・事業所編入時において事業所別に特 別掛金率を設定する場合 ・事業主と加入員の負担割合のみ変更 する場合は、変更計算に該当しな い。
一ク合併及び分割	「基金の合併又は分割の認可申請を行う場合で、そ の後存続しようとする場合」	・基金の合併又は分割により新たに 基金を設立しようとする場合は、 (1) 基金設立時等の財政計算のイ 又はウに該当。
ーケ 給付の支給に関 する権利義務の 移転及び承継	「権利義務の移転又は承継の認可申請を行う場合」 ・影響が軽微な場合は変更しないことができる。	

財政運営基準	実務基準内容	備 考
—コ 特例掛金に係る 規約の変更	「第4-4-(8)の定めるところによる特例掛金に係る 規約の変更の認可申請を行う場合」	・毎事業年度、予算に用いる基礎数 値をもとに算定する特例掛金
ーサ 法附則第 32 条 第 1 項の認可を 受けた基金に係 る積立金の確保		
第4-2 基準日	・計算基準日は認可申請日及び該当日を基準に決定する。	
第4-2-(1)	①・基金を設立しようとする場合 ・企業年金基金が基金となる場合	
	→認可申請日前1年以内の任意の日	・認可申請目とは、認可申請書の提出の日をいう。 認可申請日  「予備審査」 ・認可申請日  「予備審査」 ・認可申請日年以内の任意の日  「予備審査」 ・認可申請1年以内の任意の日  「予備審査」 ・認可申請2をなる事業所により計算する。 「本審査」 ・予備審査の計算基礎資料の調査目がある場合(加入員数が20%以上変動した意の日において再調査した資料により計算する。 ・ただし、の事業所についても事業所についる事業所について再調査した資料により計算する。 ・ただし、加入員数の変動が20%未満こと。 「留意点」 ・計算基礎資料の調査日は、設立希望ましい。 ・加入員数の変動が、上記に該当しない場合であっても、基金とが望ましい。 ・加入員数の変動が、上記に該当しない場合であっても、基金の見直しを行う可能性がある

財政運営基準	実務基準内容	備考
		と危惧される場合は、資料を取り直して本申請を行うなり、基金母体に対して十分な理解を得ておく必要がある。 ・計算基準日と設立基準日が乖離することで基金設立直後の財政検証において不足金の発生が見込まれる場合は、事前に当該不足金を申請時の数理計算に反映させてもさしつかえない。尚、反映させない場合にあっては、設立母体に対して十分な理解を得ておく必要がある。 (例示) ・設立前の過去勤務期間を通算する制度においては、設立予定日における勤続年数を考慮して数理計算を行う。
	②・給付の変更 ・掛金に係る規約の変更の場合  認可申請日 計算基準日 10月~ 認可申請日前1年以内 翌年3月 の任意の日 4月~ 前々事業年度の末日以後 9月 の任意の日  ○制度変更日と計算基準日があまりに乖離することは好ましくないため、上記にかかわらず10月2日以降を制度変更日とする場合は、原則として、認可申請日にかかわらず認可申請日前1年以内の任意の日を計算基準日とすること。	認 可 申請日 10 3/31 10~ 
第4-2-(2)	③・基金の合併及び分割により新たに基金を設立 ・基金の合併又は分割により基金を存続しようとする場合 ・給付の支給に関する権利義務の移転、承継を行う場合  認可申請日 計算基準日 10月~ 認可申請日の属する事業年翌年3月度の前事業年度の末日 4月~ 認可申請日の属する事業年9月度の前々事業年度の末日	→ 認可 申請日 3/31 10~   -   -   -   -   -   -   -   -   -   -

財政運営基準	実務基準内容	備 考
第4-2-(3)	④・第4-1-(2) ウを除く財政再計算 ・責任準備金の確保 ・最低積立基準額及び最低責任準備金の確保 の場合  →該当した事業年度の末日(3月31日)	↓ ↓ 4/1 3/31 ↓ ↓ (該当した事業年度の末日)
第4-2-(4)	<ul> <li>⑤・給与規程の変更 ・定年延長 ・加入員数の大幅変動 の場合</li> <li>→該当した月の末日</li> <li>・ただし、代行保険料率の変更を伴わない場合②の基準と同一とし、当該前事業年度末にその事実があったものとして計算しても差し支えない。また、該当した月の末日と当該事業年度末とを比較して、人員の変動が大きくない場合、当該前事業年度末にその事実があったものとして計算しても差し支えない。</li> </ul>	→ 4/1 12/31 3/31 (該当した月の末日) (該当した月の末日) (例示)給与変更・12月末で給与の一律倍の変更を行う場合、直前の3月末で給与を一律倍して財政計算を行う。 ・②、⑤において事業年度の末日以外を基準日として計算する場合の取扱いは『第4-4-(3)(4)』 参照のこと。
第4-2-(5)	⑥・第4-1-(2) ウの財政再計算	
	→財政計算を行おうとする任意の日	
第4-3 財政計算上の資産の評価	給付区分特例を実施する基金については以下の点に留意すること。  ・各給付区分の資産は、 ・給付区分ごとに区分して資産を運用する方法(以下、「区分運用」という。) ・制度全体で資産を一括して運用し、各給付区分に資産を配分する方法(以下、「一括運用」という。)のいずれかの方法により区分する。  ・区分運用を行っている基金が、数理的評価を行う場合は、各給付区分で数理的評価を行い資産評価調整加算(控除)額はその合算額とすること。  ・一括運用を行っている基金が、数理的評価を行う場合は、各給付区分で数理的評価を行い資産評価調整加算(控除)額はその合算額とすること。  ・一括運用を行っている基金が、数理的評価を行う場合は、各給付区分で数理的評価を行い資産評価調整加算(控除)額を算定し、制度全体の資産評価調整加算(控除)額を算定し、制度全体の資産評価調整加算(控除)額を存金質質を計画で表して資産評価調整加算ので、制度全体の資産に、制度全体の資産評価調整加算の対象に、制度	・制度全体で算定した資産評価調整加算(控除)額を各給付区分に配分するときは、合理的な方法により配分すること。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	区分に配分する取扱いも可。	
第4-3-(1) 評価方法	①固定資産の数理的評価額 > 固定資産(時価)×(1+許容乖離率*)	・給付区分特例を実施している基金 においても、許容乖離幅の判定は 制度全体で行うこと。
	→財政計算上の評価額は固定資産(時価)×(1+許容乖離率 <sup>*</sup> )とする。ただし、財政計算上の固定資産の評価の方法を「時価と数理的評価額のいずれか低い方」と定めている場合は時価とする。	・左記①、②いずれの場合も、翌年度の数理的評価額を算出する際の「前事業年度末の数理的評価額」は、財政計算上の評価額ではなく数理的評価額をそのまま使用する。
	②固定資産の数理的評価額 < 固定資産(時価)×(1-許容乖離率*) の場合	
	→財政計算上の評価額は固定資産 (時価) × (1−許容乖離率 <sup>※</sup> ) とする。	・給付区分特例を実施している基金 が、給付区分ごとに資産評価調整 加算 (控除) 額を算定するときは、
	※15%を上限として正数値で定めること。	各給付区分の「許容乖離率」は同 一とすること。
第4-3-(2) 数理的評価の方 式	数理的評価の方式は、次のいずれかとする。 ①時価移動平均方式 ②収益差平滑化方式 ③評価損益平滑化方式	・給付区分特例を実施している基金 が、給付区分ごとに資産評価調整加算 (控除)額を算定するときは、各給付 区分の「数理的評価の方式」は同一と すること。
	※平滑化期間は5年以内の期間とすること。 評価方法を変更する場合、変更後の最初の財政検証時における数理的評価額は、以下のとおり算定するこ	・基準日前に評価方法を変更した場合を含む。
	と。 ・基準日時点から遡る期間は、平滑化期間を上限として設定し、基準日時点における評価額は、遡った時点における「時価そのもの」から順次平滑化していったと見做した額(過去に遡って平滑化していたと見做した数理的評価額)とする。	・左記の「基準日時点から遡る期間」 が基金が定める平滑化期間に満た ない場合は、年金数理人が基金財政 の健全性について、長期的・継続的 観点から助言を行い、基金が当該助 言を踏まえて、基金財政の健全性の 確保について将来対応できると判 断した上で、設定すること。
		・過去に実施済の財政検証の資産額 を修正するものではなく、当該変 更は評価方法の変更後の財政検証 についてのみ影響が及ぶものとす る。
第4-3-(3) 数理的評価額	評価方法を変更した場合は、「前事業年度末の数理的	・基準日前に評価方法を変更した場合を含む。
前事業年度末の 数理的評価額	評価額」は「時価」ではなく、遡った時点における「時価そのもの」から前年度末までの間順次平滑化してい	- H 20

財政運営基準	実務基準内容	備 考
- ウ(イ) 収益差平滑化方 式	ったと見做した額とする。 時価ベース利回りの単純平均とは、その単純平均値に ついて、%表示で小数点以下第3桁目を四捨五入した 数値とする。	・ただし、当該事業年度を基準とする 平滑化期間が1の場合のように、 平均をとる必要のない場合は、端 数処理不要。
	評価方法を変更した場合は、「前事業年度末の数理的 評価額」は「時価」ではなく、遡った時点における「時 価そのもの」から前年度末までの間順次平滑化してい ったと見做した額とする。	・基準日前に評価方法を変更した場合を含む。
 平滑化期間	「エ 当事業年度を基準とするの合計額を平滑化期間で除した額」とある平滑化期間とは、(使用している資産の評価の方式を採用することとした事業年度初から当事業年度末までの期間の年数が基金においてあらかじめ定めた平滑化期間に満たない時でも)「基金においてあらかじめ定めた平滑化期間」を使用する。	
第4-3-(4) 評価方法等の変 更	評価方法等の変更については、資産の構成要素(例えば安全資産のウエイト)に変動が生じることによって、それまでの評価方法等による評価額との連続性が失われたり、また資産の構成要素と評価方式との整合性が保たれなくなった場合、あるいは評価方法等の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合、運用環境の著しい変化があった場合等に変更を認めようとするものである。	・評価方法等とは評価方法、数理的評価の方式(平滑化期間及び時価移動平均方式における基準収益の算定方法を含む)並びに許容乖離率のことである。
	以下にそのガイドラインを示す。	
-ア 基金が合併又 は分割すると き	・「基金が合併又は分割するとき」とは、基金の合併 又は分割に伴い、資産規模が時価ベースで30%以 上変動したときのことをいう。	・給付区分特例を実施している基金 は、制度全体の資産規模の変動で はかること。 (下記イも同様)
ーイ 他の企業年金 制度等との資 で多額の資産 の移受換を行 うとき	・「他の企業年金制度等との間で多額の資産の移受換を行うとき」とは、資産の移受換に伴い、資産規模が時価ベースで30%以上変動したときのことをいう。	・30%の判定は、当該資産移受換に係る財政計算の基準日で行う。
ーウ 運用の基本方針 を大幅に変更す るとき	<ul><li>・「運用の基本方針を大幅に変更するとき」とは次の様な場合をいう。</li><li>・シェア変更等により、ストック部分の資産構成要素、あるいは今後の資金流入分に対する運用方針に大幅な変更が及ぶ場合</li></ul>	

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	・自家運用の届出が行われた場合	
ーエ その他変更に合 理的な理由があ るとき	・上記変更の要件に該当しないが、企業型年金の資産 管理機関に資産の移換を行うことによる財政面で の影響が大きい場合、資産構成を大幅に変更する場 合、あるいは評価方法等の決定時点に想定した予測 範囲を超えるような運用状況となった場合、運用環 境の著しい変化があった場合等の合理的理由があ るときは、資産評価方法の変更を行うことができ	・なお、左記の変更の要件に該当した 場合でも評価方法の変更を強要する ものではない。
	る。 	・「年金数理人の所見」参照
	・評価方法等を変更した場合、その変更理由と、変更 の妥当性について、所見を付記することが望まし い。ただし、評価方法を変更した場合は、変更内容 も上記に追加した上で所見を付記すること。	
第4一4-(1) 財政方式	・使用する財政方式は第4-4-(2)に規定する基礎率を用いて平準的な掛金となる事前積立方式を原則とし、年金財政の健全性を留意しつつ、加入員の特性に応じて次の方式を採用する。	フょうよのナーウム・マ海峡人は記
	ア. 開放基金方式 代行保険料率算定で用いられている方式。この 財政方式を採用する場合には、将来の加入員規 模を一定とする将来加入員の追加加入を前提と しているため、将来の加入員規模の安定性に留 意すること。	・アからウの方式は、予測給付評価方式と呼ばれ、将来の給付額を予測し、一方、将来の掛金収入と年金資産の合計額が将来の給付額と一致するように掛金を算定する。
	イ. 総合保険料方式 (閉鎖型) 一般的には開放基金方式を使用する制度において将来の新規加入員がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。	
	ウ. 加入年齢方式 特定年齢での標準加入員を設定して、標準加入 員が収支相等する標準掛金を全加入員に適用 し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償 却する方式。例えば、退職金との調整があるな ど過去勤務期間を給付算定に取込んだ制度にお いて使用する財政方式。	
	エ. 予測単位積増方式 (Projected Unit Credit Method) 加入員や受給権者の加入済期間に対応する給付 現価を数理債務とする。なお、給与比例の給付 設計においては、将来の予定昇給を織込むこと。	・発生給付評価方式と呼ばれる方式のひとつ。
	・標準掛金 計算基準日から1年間の加入期間の増加に基	・尚、この方式の採用にあたって は、毎年度標準掛金率が変わる

財政運営基準	実務基準内容	備考
	づき、見込まれる増加数理債務。	ため、予算編成の都度、規約の 掛金率の変更を行う必要がある。  ・この方式の場合は、将来の収入 現価を見込まず、 『財政計算時の数理債務+最低 責任準備金+最低責任準備金調 整額一資産額』を未償却債務と し、その償却は、第4-4-(4) ~(9)に準拠すること。(資産額 は、第4-4-(4)参照)
	・季節労働者(財政計算時において加入員ではないが恒常的に年度の期間中では加入員である者を含む)やある一定期間のみ加入(例えば2年間の加入後に脱退することが確実な者)する職種などについては、次の一時払積増方式による掛金等、合理的な算定方法による掛金率を適用することができる。	(例示) 季節労働者やある一定期間のみ加入する職種(通常基本部分のみ加入)に対する掛金率設定において、次の取扱いができるものとする。 a. 当該職種に対する一時払積増方式による掛金率を計算し、これが当該職種以外の加入員で算定した標準掛金率(開放基金方式等による)より低い場合、この標準掛金率を当該職種にも適用。 b. 当該職種に対する一時払積増方式による掛金率を計算し、これが
	一時払積増掛金率 = (当該職種の加入員の基準日から1年間に増加する給付現価) ÷ (当該職種の加入員の基準日から1年間の給与現価)	当該職種以外の加入員で算定した標準掛金率(開放基金方式等による)より高い場合、当該職種により生ずる1年間の不足金額を推定し、次回財政再計算までの期間の不足金をカバーしうる標準掛金率を設定して全加入員に適用。  c. 当該職種が将来においても恒常的に加入し続けるとして、その給付現価と給与現価を算定し、当該職種以外の給付現価及び給与現価に加え、当該職種加入員を含めた全加入員としての掛金率を算定して適用。
		・計算の対象となる加入員数が少ない等、ア.からエ.の方式を使用するのが困難な場合は、以下の方式を使用することもできる。  〇一時払積増方式 各加入員の1年間に増加する給付の現価を当該年度に拠出する方式
		○個人平準方式 個々の加入員がそれぞれ給付に要

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		する費用を掛金拠出期間にわたり 平準的に積み立てる方式。給付増 額部分は増額時点からの拠出期間 で積立てる。
		○到達年齢方式 標準掛金を個人平準方式により算 定し、給付増額時の過去勤務債務 は別途設定する特別掛金で償却す る方式。
		○みなし加入年齢方式 個々の加入員について過去勤務期 間を考慮して収支相等する標準掛金を設定し、過去勤務債務を別途 設定する特別掛金で償却する方式。実際の加入年齢から過去勤務 期間を控除した年齢をみなし加入 年齢として設定する。
	・財政方式は基金であらかじめ選択した方式を継続して使用することを原則とする。しかしながら、基金の合併、分割その他加入員の構成が大きく変動する場合、経済情勢の変動に伴う将来加入員構成が変動する場合、あるいは制度内容が変更され現在使用している方式が不適切であると考えられる場合など、財政方式を変更することが合理的であると判断されるときには、他の財政方式に変更することができる。	・掛金率を下げることを目的とした 財政方式の変更は行ってはなら ないこと。なお、上場株式による 掛金納付のため、総合保険料方式 (閉鎖型)から他の財政方式へ変 更する等、合理的理由がある場合 はこの限りではない。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
第4-4-(2) 基礎率	・標準掛金率及び数理債務の算定に用いる基礎 率は、各基礎率相互の関係に十分留意して設 定する。	
	・将来の見通しを反映させる場合、掛金率が低下する方向への補整は原則として行わない。 ただし、過去の実績により算定された基礎率により算出された掛金率が、不必要に高いと認められる場合は、その根拠を明示したうえ、基金の将来の見通しを反映させて、掛金率を低下させる方向の基礎率を設定してもよい。	・掛金率を上昇させる方向への将来の見通しを基礎率に設定する場合であっても基金から提示された根拠に基づき、その妥当性を勘案しつつ、基礎率を設定すること。 ・第4-1-(3)参照基礎率の変更が原則必要となる場合
	・変更計算においては、特段の支障がない限り 直前の財政計算で使用したものをそのまま 用いることができる。	・給与規程の変更 ・加入員数の大幅変動 ・その他
一ア予定利率	「予定利率は、次の(ア)から(ウ) に留意して基金が主体的に決定する。」  (ア)予定利率に関する基準 「保有資産の期待収益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加への対応能力も考慮に入れて決定されていること。ただし、財政計算の基準日における下限予定利率を下回ってはならないこと。」	・財政計算以外の時期において基金で使用している予定利率が下限予定利率を下回った場合であっても、次回財政計算において見直しを検討することとし、即時に見直す必要はない。なお、財政計算であっても、継続基準に基づく掛金率を算定しない場合(第4-1-(3)-カにおいて特例掛金のみを変更する場合、第4-1-(3)-コにおいて毎事業年度、予算に用いる基礎数値をもとに算定する特例掛金を設定する場合等)についても即時に見直す必要はない。
	(4) 予定利率の決定プロセスに関する基準「年金数理人、証券アナリストなどの専門家の助言など利用できる情報をできる限り多く参考とするとともに、代議員会等において予定利率の決定の根拠について十分な説明と情報開示が行われていること。」	(例示) 以下のケースにおいては、その影響を基金に十分に説明し、理解を得ること。 ・短期的な収益見込みが予定利率を下回る見通しである場合 ・資産構成のリスクが異常に大きく、財政運営上の支障が予想される場合 ・予定利率が直近の実勢利回り(直近の長期国債利回り等)を大幅に上回っている場合 ・新予定利率採用後、3年以上連続して利差損が発生した場合

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		(例示) 予定利率を新たに設定する際の検討すべき事項は以下のものが考えられる。 ・長期的な期待収益率の範囲及び厚生労働省の示す下限値との整合性・設定した予定利率の基金財政への影響・適用後の決算時における利差損益の動向・期待収益率との整合性・期待収益率とリスクとの整合性・その他、基金財政への影響が大きいと思われる事項
	(ウ) 代行部分の予定利率に関する基準 「代行部分の予定利率については、年金特別会計 の厚生年金勘定に係る積立金の長期的期待収益 率を勘案して決定されていること。」	・代行部分の特別掛金、特例掛金を算 定する場合、許容繰越不足金を第 4-1-(3)-オ-(ア)または(ウ)で算定 する場合、及び積立水準の回復計画 を作成する場合に決定すること。
		(例示) 年金特別会計の厚生年金勘定に係る 積立金の長期的期待収益率の見込み は以下のものが考えられる。 ・基金の政策アセットミックスの検討 に用いた構成資産毎の期待運用収 益率を厚生年金保険本体の基本ポートフォリオの資産構成割合に適 用して算出したもの ・厚生年金保険本体の構成資産毎の期 待運用収益率を基金の基本ポートフォリオの資産構成割合に適用して算出したもの ・年金積立金管理運用独立行政法人が 公表している基本ポートフォリオ の目標収益率 ・厚生年金保険本体の財政検証で使用 されている名目運用利回り(今後5 年間の平均もしくは中長期的見込 み) ・代行保険料率算定用の予定利率
	・原則として、給付の区分に係らず同一の予定 利率を設定すること。(ただし、代行部分を 除く。) ただし、資産が別々に管理・運用されている 場合で資産構成に違いがある、又は、資産の 運用方針に違いがあるなど合理的な理由があ	・改正前の財政運営基準の適用時において、基本部分と加算部分とで異なる予定利率を設定していた場合は、 基本プラスアルファ部分と加算部分とで異なる予定利率を引き続き 設定することも可。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	ればこの限りではない。	
—— 予定死亡率	使用する予定死亡率は以下の通り。 「加入員の死亡率」 ・年齢及び性別に応じて別表1に定める率とする。	・平成21年9月30日付通知による死亡率の改定は、平成22年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から適用するのを原則とする。ただし、先行して死亡率の改定を行うことも可。
	・ただし、過去3年間の実績により業務上の事故率が著しく高いこと等が実証された場合には、その実績及び将来の見通しに基づいて一定率を乗じて得た率とすることができる。	・一定率を乗ずることにより、将来の 死亡率の低下を見込むことができる。 ・新基準(遺族) (「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」第2-6- (2) の基準をいう。第10参照) に基づく額の遺族給付金の支給を行う場合は、一定率を乗ずるときでも死亡率を0を上回るように見込むこと。
	「加入員であった者又はその遺族(障害給付金の受給権者を除く)の死亡率〕 ・年齢及び性別に応じて別表2に定める率とする。 ・ただし、基金においてあらかじめ定めるところにより、これらの率に以下の一定率(以下、「一定率」と言う。)を乗じた率とすることができる。	・別表2が改定された場合などにおいて従前の死亡率に一定率を乗じた率と改定後の死亡率のいずれか低い方の率を用いる場合等、合理的な理由があれば必ずしも全年齢において同一の乗率を使用しなくとも良い。
	男 子 0.9 ~1.0	
	女子 0.85~1.0	
	<ul><li>[障害給付金の受給権者(加入員を除く)の死亡率]</li><li>・年齢及び性別に応じて別表2に定める率とする。</li><li>・ただし、基金においてあらかじめ定めるところにより、これらの率に1.0以上の一定率を乗じて得た率とすることができる。</li></ul>	
	・財政上特段の支障がないと判断される場合には、男子、女子いずれかの死亡率を使用する ことができる。	(例示) ・加算部分の計算においては、年金受給者になると予測される者が、男子に偏ると見込まれる場合、加算部分全体について、男子の死亡率を使用

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	<ul> <li>(一定率の変更時期)</li> <li>・一定率は、以下の場合、洗い替えることができる。</li> <li>①通知された予定死亡率(別表1、2)の変更</li> <li>②財政再計算(第4-1-(2))</li> <li>③基礎率を洗い替える変更計算</li> </ul>	することができる。
	「加算部分の一定率の見込み方」 ・加算部分の一定率の使用については、基本部分との加入員の適用範囲の違いにより以下の通りとする。 ①性別毎の死亡率を用いる場合 ・適用範囲が基本部分と同じ場合は、基本プラスアルファ部分と同じ一定率を使用。 ・適用範囲が異なる場合は、基本プラスアルファ部分との整合性を保ちながら一定率を定める。	<ul> <li>・新基準(遺族)に基づく額の遺族給付金の支給を行う場合は、異なる一定率を使用するときでも死亡率を0を上回るように見込むこと。</li> <li>・ただし、異なる一定率を使用する根拠を示した場合はこの限りではない。(例示)</li> <li>・総合基金における加算部分</li> </ul>
	<ul><li>②性別の区別なくいずれかの死亡率を使用する場合</li><li>・基本プラスアルファ部分との整合性を保ちながら一定率を決める。</li></ul>	(例示) ・単独・連合基金における加算部分
	(少数集団の取扱い) ・予定死亡率については、原則、性別毎に使用する。ただし、受給者の発生がいずれかの性別に偏ると見込まれる場合はその性別の死亡率を使用できる。	
	「予定脱退率は、過去3年間以上の実績及び将 来の見通しに基づいて算定する。」	
	<ul><li>・予定脱退率は年齢別・グループ区分別に定める。</li><li>・予定脱退率は加入員の実績に基づいた実績値又はこれを補整した数値とする。</li></ul>	<ul> <li>・基本部分であっても、明らかに性質の異なる集団が共存している場合は、区別して、算定することができる。</li> <li>(例示)</li> <li>・雇用形態の異なる集団ただし、区別したことにより少数集団となる集団については、合算にて算出することができる。</li> <li>・季節労働者の集団</li> </ul>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	(予定脱退率の変更時期) ・予定脱退率は次回財政再計算期又は必要に応じ予定脱退率を見直す時期までの間、不変とする。	・必要に応じ予定脱退率を見直す時期とは以下の通り。 ①定年延長 ②加入員数の大幅変動 ③代行保険料率算定が必要となった場合(ただし、代行保険料率算定において予定脱退率を見直す場合) ④その他年金数理人が見直す必要を認めた場合 (注1) ①については一部の事業所において定年延長が行われた場合であっても、財政上影響が軽微な場合は変更しないことができる。 (例示) ・総合設立基金における一部の設立事業所での定年延長
		(注2) ②においては加入員数の変動が 20%に満たなくとも、基金財政の 健全性の見地から、人員構成等の 変化を勘案のうえ、基礎率等の洗 い替えの必要があれば行うこと。 ただし、この場合は、代行保険料 率の再算定は行えない。 (指定年金数理人の意見書の提出要)
	(衛·孛·₩□目目)	(注3) ②において、加入員数の大幅変動に 該当した主たる要因が事業所閉鎖 等による特殊事情若しくは定期採 用者の新規加入や定年退職者の脱 退が多数生じたこと等による自然 増減であるなど、基礎率の洗い替 えが不要と認められる場合には必 ずしも洗い替えは要しない。 (指定年金数理人の意見書の提出要)
	<ul> <li>〔算定期間〕</li> <li>・予定脱退率は直近3年間以上の加入員の実績に基づいて算定する。</li> <li>・算定期間内で脱退率を見直した年度がある場合でも、直近3年間以上のデータを使用して算定する。</li> <li>・異常年度の脱退実績の全てを使用しない等の処理により必ずしも連続した直近3年間以上とは限らない。</li> <li>・異常脱退の実績が把握できる場合は、当該脱</li> </ul>	・代行保険料率算定年度と異なることも可。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	退データのみ除外して差し支えない。	・障害による脱退率を使用する場合 も左記の考え方に準じる。
	(除外データ等の抽出) ・事業所脱退データについては、その恒常性又は異常性から判断して、算定基礎データより除外する等、必要に応じて行う。 ・再加入者の取扱いにおいても算定基礎データより除外する等適宜処理する。 ・過去に定年延長があり、あるいは現在定年延長中の場合、旧定年の脱退データの影響は排除する。 ・算定期間内に限った特殊要因は脱退データより除外する。 ・設立事業所の全部又は一部が、希望退職者の募集を行った場合 ・会社都合による退職、関連会社への転籍による脱退者 ・災害による離職者	(例示) 除外の方法は以下の通り。 ・対象者を除外する。 ・対象年度を除外する。 ・その他
	・毎年度決まって雇われる季節労働者や、繰り返し雇われる期間雇用者が多い場合の直近年度の取扱いについては、 ・直近年度を除外する。 ・加入員が特定できる場合、対象者を除外する。 等によりその影響を排除する	・臨時雇等の短期雇用者が大量に存在する場合には、加入員の規模、安定性、将来の動向(見込み)等を考慮し、基金財政の健全性を十分に配慮すること。 ・季節労働者、期間雇用者の雇用の規模等は同じであっても、毎年雇用される者が同一人物でない場合等についての取扱いは特に注意する。
	「粗製脱退率の算定方法」 ・死亡脱退者の取扱いは次のいずれかの方法により算定する。 ・内枠方式 死亡脱退者を含む脱退者の実績に基づいて算定した脱退率から予定死亡率を控除する方法。 尚、予定死亡率を控除した結果が負となる年齢がある場合、その年齢における予定脱退率は0(ゼロ)とする。 ・外枠方式 死亡脱退者を除く脱退者の実績に基づいて算定した脱退率を予定脱退率とする方法。	・新規設立基金の設立時の計算については原則、内枠方式により算定する。 ・外枠方式の場合には死亡脱退者を完全に把握していること。
	・尚、年齢毎の母数が少数の場合、連続した複数の年齢による集団を作成し、粗製脱退率を求めることもできる。	(例示) ・5歳幅毎の粗製脱退率等 ・代行保険料率算定時における分母人 数少数の場合の取扱い

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul> <li>〔補整脱退率の作成・粗製脱退率の補整方法〕</li> <li>・統計資料の偶発的な要素や変動を排除し、当該基金の脱退傾向を示す率として、凹凸の少ない滑らかな曲線となるように粗製脱退率を補整することができる。</li> <li>・尚、特異な年齢における脱退についても、基金財政の健全性を考慮し、補整を行う。</li> </ul>	(例示) 補整方法は以下の通り。 ・移動平均法による補整 ・グレヴィルの補整式による方法 ・その他  (例示) 特異な年齢における脱退とは、 ・総合基金・連合基金の各事業所毎 に異なる定年年齢による定年事由 の脱退 ・総合基金における59歳以降の脱退 (例示) 特異な年齢における補整方法として ・粗製脱退率を用いる ・代行保険料率の算定方法を用いる
	・代行保険料率算定用の予定脱退率を使用することも可。	
	<ul><li>〔割(増)掛け〕</li><li>・実績脱退率の水準、傾向、安定性又は将来の動向(見込み)等を考慮して、基金財政の健全性の観点から必要と認める場合は、脱退率の割(増)掛け等により補整することができる。</li></ul>	(例示) 次に該当する場合には、特に割掛けの 必要性を十分に検討すること。 ・基本部分の総脱退率 (男女合計) が20%以上の場合 ・脱退実績が減少傾向にある場合 ・脱退実績が不安定な場合
	・総合基金設立時の計算に使用される資格喪失 データは設立事業所間異動など、基金として みた場合脱退に該当しないデータが含まれ ていることが想定されるため、その影響を排 除するため当該基礎となるデータに基づき 算定した脱退率の8割以内の脱退率を予定 脱退率として使用する。ただし、データが完 全に把握されていると認められる場合はこ の限りではない。	<ul> <li>臨時雇等の短期雇用者が多い場合</li> <li>割(増)掛けの率は当該期間の脱退率の水準及び将来の見通し等を考慮して算定する。</li> </ul>
	<ul><li>・年齢別に異なる率により割(増)掛けを行うことができる。</li></ul>	
	・掛金率が低下する方向への割 (増) 掛けは原 則として行わないこととする。	(例示) ・実績により算定した予定脱退率が、明らかに不適切であると判断される場合については、掛金率が低下する方向への割(増)掛けを行っても良い。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	<ul><li>〔最終年齢までの予定脱退率の算定〕</li><li>・最終年齢までの脱退率を実績に基づき算定できないときは、基金財政の健全性を考慮したうえ、使用できる実績値を基礎とし、これを補外法等により最終年齢まで延長した数値を予定脱退率とする。</li></ul>	(例示) ・定年延長を行ったとき 〔補外法等の具体例〕 ・使用できる実績値の傾向に基づいて 延長する。 ・最終実績値をそのまま延長する。 ・予定死亡率とする。
	<ul> <li>〔異例処理〕</li> <li>・直近3年間以上の加入員の実績が予定脱退率 算定の基礎データとして不適当な場合。</li> <li>→従前の予定脱退率を使用することができる。</li> <li>尚、基金財政の健全性より、従前の予定脱退率に割掛け等をすることができる。</li> </ul>	(例示) ・当該期間において、連続的に人員整理等の特異な脱退があり、その対象者の区別がつかない場合
	・会社設立後日の浅い事業所で使用すべき実績がない場合又は、火災等により過去の記録が困難な場合。  →ある特定の事業所において入手が困難な場合、当該事業所を算定基礎から除外することができる。 ただし、人員構成の変動等がある場合、掛金率の洗い替えは行うこと。	(例示) ・総合基金等において大規模な事業所編入があったが、火災等により過去の記録を失った場合
	〔その他〕 ・予定脱退率算定にあたっては、予定昇給指数 予定新規加入員、数理上の定年年齢等の他の 諸要素を総合的に勘案、検討のうえ定め、基 金財政の健全性、継続性を図る。 ・少数集団の取扱い ・計算時点で種別の一方が100人未満のと きには、もう一方の種別、又は各種別を合 算し基礎率を算出することができる。 ・ただし、母集団が少数の場合は基金財政の健 全性の見地から特段の配慮が必要。	・死亡率については、少数集団であっても当該種別に対応する率を適用することを原則とする。ただし、同一のものを使用する根拠を示した場合はこの限りではない。
最終年齢	(1)定年制がある場合 ①・定年前後の加入員の実態がないとき ・定年前の加入員数に比べて定年後の加入 員数が少数であってかつその実態が例 外的事例として無視できるとき	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	→定年年齢を最終年齢とする。 ②・定年前の加入員数に比べて定年後の加入 員数が多数であるとき ・少数であってもその実態が定常的なもの として無視できないとき →定年後の加入員の実態を考慮して最終 年齢を定める。 ③勤務延長制、再雇用制等については、その 実態を考慮したうえ、前記①②に準じて取 り扱う。	(例示) ・年金支給開始年齢 ・脱退率が算定できる最終の年齢 ・ f <sub>z</sub> 方式 ・代行保険料率算定における手法 ・その他
		平均値(1≦A≦4)  (注意)  ・主として実績値に規則性が認められない場合に使用する。  ・f <sub>z</sub> の算定上十分な実績値がある場合に限る。  ・f <sub>z</sub> の端数は、財政上の安全を考慮して処理する。
	(2) 定年制がない場合又は連合設立若しくは総合設立基金であって各企業により定年制が異なる場合 ①高齢における加入員数が多数であって、実績に基づき脱退率を算定できるときは、基金財政の健全性を考慮したうえ、70歳以下かつ実績値を使用できる範囲で最終年齢を定める。	・実績に基づき脱退率を算定できると きとは、十分な実績値があり、脱退 率を算定することが意味をもつ場 合。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	②高齢における加入員数が少数であって、実績に基づき脱退率を算定できないときは、年金支給開始年齢を最終年齢とする。ただし、年金支給開始年齢を最終年齢とすることが財政上の観点から不適当と認められるときは、財政上安全と認められる年齢を最終年齢とする。	(例示) ・総合設立基金で、最終年齢を65歳とする。 ・連合設立基金で、主力企業の定年年齢を最終年齢とする。 ・連合設立基金で、各企業の定年年齢のうち、最高年齢を最終年齢とする。 ・代行保険料率算定時の方法により算定される最終年齢を使用する。
	(3)最終年齢を超える現在加入員の取扱い	
	・最終年齢を超える現在加入員については、 計算基準時点以降1年以内に全員脱退する ものとして給付現価及び収入現価を算定 する。	
一工 予定昇給指数 (報酬)	<ul> <li>・予定昇給指数(報酬)は、報酬標準給与の他、 賞与標準給与以外の給与に関して定めるも のである。</li> <li>・以下、将来の給与水準の変動を「ベア」と言 う。また、ベアを見込まない場合の予定給与 指数を「静態的昇給指数」と言う。</li> <li>・予定昇給指数は、年齢別・グループ区分別に 定める。</li> </ul>	以下、この項では「予定昇給指数 (報酬)」のことを「予定昇給指数」と略す。
	〔標準報酬月額の上下限の反映〕 ・基本部分などで、基準給与に「標準報酬月額」を使用する場合の静態的昇給指数については、基準日直前の法改正による上下限額の改定を反映させたものとすること。	上下限額の改定の反映については、例えば以下の点に留意すること。 ・基礎データが直前の法改正による上下限の範囲外の場合には、これを上下限に寄せる必要がある。 ・法改正時からの期間が経過するにつれ上限へ到達する者の年齢が低下していくこと。 ・尚、見直しの時期については、法改正が実施された年度末に限らず、財政再計算時でも可とする。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	〔予定昇給指数の変更時期〕 ・予定昇給指数の見直しは、財政再計算、変更計算、法改正による標準報酬の上下限額の改定時などに、財政の健全性に留意の上で適宜実施すること。	・財政再計算時に、従前のベアの見込 みが将来の見通しに沿わない等の 理由によりこれを変更することが できる。 なお、ベアの見込みのみを変更する ことも可。
	「ベアの反映」 ・予定昇給指数に将来のベアを反映させる場合には、基金から提示されたベアに関する将来の見通しを基礎に行うものとする。なお、予定昇給指数に見込むベアの水準については、長期的視点に立ったものであることに留意すること。	・例えば、予定利率を上回るベアの見 込みは、母体における人事施策上の 計画などの明確な根拠により短期 間に限定して行う以外は不可とす る。 また、負のベアの見込みは不可とす る。
	・ベアに起因する過去の昇給差損の発生状況が 財政上軽視できないものと判断され、今後も 同程度以上のベアの発生が見込まれる場合 には、予定昇給指数にベアを見込むことが望 ましい。 ただし、当不足金について将来的に事後償却 が可能であると基金が判断した場合には、こ の限りではない。	・特に、加算部分において給付設計が 最終給与比例制の場合には留意が 必要である。
	・ベアを見込むことにより、これを見込まない場合に比して掛金率が低下する場合には、財政の健全性の見地より原則として見込まないこととする。	<ul><li>・ベアの見込みが明確な根拠によるものである場合にはこの限りではない。</li></ul>
	・将来加入員に係る給付現価、給与現価を算出するに当たって使用する加入時給与月額及び加入後の昇給率にベアを見込む場合には、 予定昇給指数でのベアの見込みと整合性を 図りつつも財政の健全性に留意して行うこ	(例示 1) 静態的昇給指数を基礎に算 定する方法 $B_x = B_{x-1} \times J_{x-1} \times (1 + ベア率)$
	と。	B <sub>x</sub> : x 歳での予定昇給指数 J <sub>x</sub> : x 歳での静態的昇給指数に よる昇給率
	・ベアを見込んだ予定昇給指数を算定する方法 としては、静態的昇給指数を予め算定しこれ にベアを考慮する方法(例示1)以外にも、 合理的に直接にベアを見込む方法(例示2)	(例示2)直接にベアを見込む方法 B <sub>x</sub> =B <sub>x-1</sub> × J <sub>x-1</sub>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	も可とする。ただし、この場合においても静態的昇給指数を別途算定することで、ベアを見込んだことにより財政の健全性が損なわれていないことの確認が必要である。	$\begin{array}{c} J_\chi = \\ & \sum\limits_{j=-k}^K S_{\chi_{+j+1,\ \chi-\chi_{0}+1}}^{(t)} \\ & \sum\limits_{j=-k}^{K} L_{\chi_{+j+1,\ \chi-\chi_{0}+1}} \\ & \sum\limits_{t=0}^{n-1} \sum\limits_{t=0}^{K} C_{\chi_{+j,\ \chi-\chi_{0}}} \\ & \sum\limits_{j=-k}^{K} S_{\chi_{+j,\ \chi-\chi_{0}}} \\ & \sum\limits_{j=-k}^{K} L_{\chi_{+j,\ \chi-\chi_{0}}} \end{array} \\ \div n$
	〔その他〕 ・予定昇給指数については、統計資料(基礎デ	B <sub>x</sub> : x歳での予定昇給指数 J <sub>x</sub> : x歳での予定昇給指数 J <sub>x</sub> : x歳での昇給率  (t) S <sub>x,u</sub> : 基準日の t 年前応当日で年齢x歳、勤続(加入) u年の者の総給与  (t) L <sub>x,u</sub> : 基準日の t 年前応当日で年齢x歳、勤続(加入) u年の者の総人数 K: 年齢幅 (例示)
	ータ)から得られる年齢別粗平均給与に対して補整を施したもの(年齢別補整給与)を基礎に算定すること。 (静態的昇給指数についても同様。) ・加算部分の加入員の対象が基本部分と概ね一致しておりかつ基本部分と同一の基準給与によっている場合には、加算部分の予定昇給指数として基本プラスアルファ部分のものを使用することも可とする。	補整方法は以下の通り。 ・最小自乗法 ・グレヴィルの補整式による方法 ・その他
ーオ 予定昇給指数 (賞与)	・基本プラスアルファ部分においては、代行保険料率算定用の予定昇給指数を使用することも可とする。  ① 原則的な取扱い1  総報酬を標準報酬部分と標準賞与部分に分離して、各々について予定昇給指数を算定し債務評価を行う場合について、予定昇給指数(賞与)は次のとおり取り扱う。	

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	・標準賞与部分の算定方法は予定昇給指数 (報酬) の算定方法に準じる。	
	・標準賞与部分は、母体企業の業績により大幅に変動する可能性があるため、年金財政の安定性に十分に留意する必要がある。 少なくとも3年以上の過去の賞与水準を確認し、年度毎に賞与水準が大きく増減している場合には、予定昇給指数(賞与)に基づき債務評価を行う方法が妥当かどうかを十分に検討すること。	・賞与水準は、制度全体の平均年間賞 与額、年齢別平均年間賞与額などか ら、変動の程度を確認する。
	②原則的な取扱い2 (賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合とし て見込む方法)	
	・賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合(以下、「予定賞与率」と言う。)として定める方法も可とする。	
	・予定賞与率は、グループ区分別に定める。	
	[予定賞与率の変更時期] ・予定賞与率の見直しは、財政再計算、変更計算、 法改正による標準報酬月額及び標準賞与額の 上下限額の改定時などに、財政の健全性に留意 の上で適宜実施すること。	
	[予定賞与率の算定方法] ・予定賞与率は、各年度の「1年間の賞与標準給与/(報酬標準給与月額×12)」を基礎として過去3年間以上の加入員の実績及び将来の見通しに基づいて算定する。	
	・異常年度の賞与実績の全てを使用しない等の 処理により必ずしも連続した直近3年間以上 とは限らない。	
	・基準日が事業年度の末日と異なる場合、直前の 事業年度末日以前3年間以上の実績とするこ とも可とする。	
	[割(増)掛け] ・賞与の水準、傾向、安定性又は将来の動向(見込み)等を考慮して、基金財政の健全性の観点から必要と認める場合は、予定賞与率の割(増)掛け等により補正することができる。	
	・掛金率が低下する方向への割(増)掛けは原則	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	として行わないこととする。  「異例処理〕 ・過去3年間以上の算定の基礎となるデータを 得られない場合には、財政の健全性に配慮の 上、従前の見込みを適宜補正することにより算 定することができる。	
一力 予定新規加入 員	「将来の加入員の見込みは、予定新規加入員を過去3年間以上の新規加入員の実績又は将来の見通しに基づき、予定加入年齢並びに加入員の総数及び給与総額(※1)に対する一定割合(以下、「新規加入員率」及び「新規加入員給与総額率」と言う。)として定めることを原則とする。」	※1給与総額について ・基本プラスアルファ部分は標準給与総額となる。なお、賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、標準給与総額を「(報酬標準給与の月額の総額の12倍)×(1+予定賞与率)」と読み替える。(加算部分において総報酬制を導入する場合も同様)・加算部分は加算給与の月額の総額の
	・将来の加入員の見込みは、グループ区分別に 定める。	12 倍となる。
	<ul><li>〔将来の加入員の見込みの変更時期〕</li><li>・将来の加入員の見込みは、財政再計算時に見直すことを原則とし、制度変更に当たっての財政計算においては、財政上必要であると判断される場合に適宜見直すものとする。</li></ul>	(例示) ・対象加入員の範囲変更 ・企業、基金の合併 などの変更計算時
	<ul> <li>「除外データの抽出〕</li> <li>・算定の基礎となるデータのうち次の事象に該当するものについては、その事象の恒常性又は異常性を考慮の上、必要に応じて影響を排除すること。</li> <li>・新規適用事業所又は全喪事業所に係るデータ</li> <li>・臨時雇等の短期雇用者</li> <li>・定年後新規雇用者</li> <li>・再加入者</li> </ul>	
	・企業の合併、基金の合併等があった場合など	
	〔異例処理〕	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	・過去3年間以上の算定の基礎となるデータを得られない場合には、財政の健全性に配慮の上、従前の見込みを適宜補正することにより算定することができる。	
	○予定新規加入年齢 〔基本プラスアルファ部分の算定方法〕 ・基本プラスアルファ部分の予定新規加入年 齢は、過去3年間以上の新規加入員の実績 を次の算式により加重平均して得られる年 齢により見込むことを原則とする。	
	$\sum_{t=0, 1, \dots, x} (\sum_{t=0, 1,$	
	$\sum_{t=0, 1, \dots, x} (\sum_{t=0, 1,$	
	(t)  B <sub>x</sub> :基準日のt年前応当日の直前1年間におけるx歳での新規加入員の総報酬標準給与月額  S <sub>x</sub> :予定基礎率(予定昇給指数は予定昇給指数(報酬)を使用)に基づく給付現価率  N <sub>x</sub> :予定基礎率(予定昇給指数は予定昇給指数(報酬)を使用)に基づく給与現価率  y :平均年齢(求めるべき年齢)  ・財政の健全性の見地より単純平均加入年齢を使用することも可とする。	
	・基本プラスアルファ部分の予定新規加入年齢 は、代行保険料率算定用の将来の加入員の見 込みを使用することも可とする。	
	[加算部分での算定方法] ・加算部分の予定新規加入年齢は、過去3年間 以上の新規加入員実績の単純平均により算 定する方法などの他、合理的な方法により算 定すること。	(例示) ・年齢による加入制限がある場合の最低加入年齢 ・基本部分と給付設計が類似している場合に、基本プラスアルファ部分で定める方法
	・加算部分の加入員の範囲が基本部分と概ね一 致している場合には、基本プラスアルファ部 分のものを使用することも可とする。	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	〔将来の見通しの反映〕 ・将来において新規加入年齢が上昇(低下)する明確な根拠がある場合は、財政の健全性に配慮の上で、将来の見通しを上述の方法により算定した年齢に反映することができるものとする。	(例示) ・母体における人事施策上の計画など。
	・過去の状況から新規加入年齢の上昇傾向が顕著であり、これに起因する財政上の差損が軽視できないと判断される場合には、今後の見通しを勘案の上で財政の健全性の見地より必要に応じて将来の年齢の上昇を反映させることが望ましい。ただし、当不足金について将来的に事後償却が可能であると基金が判断した場合には、この限りではない。	
	○予定新規加入員数 〔算定方法〕 ⑦新規加入員率は、前記により定めた予定加入年齢で加入した場合の予定加入員期間及び基準日における加入員総数に基づき、新規加入が毎年定常的に発生し、その結果として定常状態における加入員総数が将来見込まれる加入員総数と一致するなど合理的に見込むことを原則とする。  L、L、=L×新規加入員率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・加入員数の増加を見込むことが合理的である場合でも財政上の健全性に配慮すること。</li> <li>・将来見込まれる加入員総数が合理的に見込めない場合には、基準日における加入員総数を用いることも可とする。</li> </ul>
	・将来の人員規模の変動に関する明確な根拠が、具体的に将来の加入員総数、あるいは新規加入員数により基金から提示がある場合には、上述のア)にかかわらず各年度の新規加	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	入員数を新規加入員率によらず直接に見込 むことも可とする。	
	○予定新規加入員給与総額 〔算定方法〕 ア)新規加入員給与総額率は、予定新規加入員率 と同様に、定常状態における加入員の給与総 額が基準日での給与総額と一致するものと して算定することを原則とする。 の報酬標準給与と賞与標準給与を別々の昇給 指数により見込んでいる場合には、報酬標準 給与総額率と賞与標準給与総額率を別々に 見込むことも可とする。 の予定新規加入員数を見込む上で将来の加入 員規模を一定としていない場合、あるいは給 与指数に将来の賃金の変動を見込んでいる 場合など、ア)・イ)の方法によることが相応し くないと判断される場合には、財政の健全性 に配慮の上で、過去の実績の単純平均、又は 予定昇給指数の算定の基礎とした補整給与 を用いることも可とする。 ・なお、予定昇給指数にベアを見込んでいる場 合には、ア)による新規加入員給与総額率、イ) による報酬標準給与総額率及び賞与標準給与	(例示) 標準給与として報酬標準給与月額及び 賞与標準給与額による場合の例示 ・過去の実績の単純平均 (Σ加入時報酬標準給与月額)×12 +Σ(加入年度の賞与標準給与額× 12/加入月数)の平均 ・補整給与 補整報酬標準給与月額×12+補整賞 与標準給与額 又は、 補整報酬標準給与月額×(1+予定 賞与率)×12
ーキ 指標の予測	総額率の算定には静態的昇給指数を使用すること。  ・また、予定新規加入員給与総額を補整給与により見込む場合には、予定昇給指数の算定時から基準日までの賃金の変動を考慮して適宜補正すること。  ・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合にあっては、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を、当該指標に係る実績及び将来の見通しに基づいて基金が主体的に決定すること。	指標に「国債の利回り」を選択した場合のその見通しの例示 ・評価時点での指標そのもの ・直近〇年間の平均 ・市場や経済環境の将来の見通しに基づいた予測値 ・プラスアルファ算定に用いた予測値 等、将来の年金財政への影響を勘案 した上で慎重に決定すること。
	・その他の基礎率は、過去の実績及び将来の見通	

財政運営基準	実務基準内容	備 考
ーク その他の基礎 率	しに基づいて算定すること。 [一時金選択率] ・原則、老齢年金給付に基づき計算を行うが、一時金選択状況(一時金選択者・選択一時金額等)及びその見通しに基づき年金財政の健全性を勘案して合理的に設定すること。	(例示) ①一時金換算利率を下限予定利率で設定しており、年金現価が選択一時金を大幅に下回っている場合に使用 ②過去の一時金選択実績が多く、恒常的に選択益が出ている場合に使用
	<ul> <li>「障害発生率」</li> <li>・実績の使用が困難な場合は、公的年金の障害発生率等を適宜補正して使用する等、合理的に設定する。</li> <li>・ただし、障害給付金が老齢給付金及び脱退一時金と原資ベースで水準が大きく異ならない等、財政に与える影響が少ないと見込まれる場合は、障害発生率を見込まないことも可とする。</li> <li>「連生年金の年金現価」</li> <li>・連生年金においては、財政による影響が少ないと見込まれる場合は、合理的な近似による計算も可とする。</li> </ul>	・実績による率設定を否定するものではないが、通常はサンプル数が少なく、公的な統計等を参考にするのが妥当 ・新基準(障害)(「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」第2-7-(1)-②の基準をいう。第11参照)に基づく額の障害給付金の支給を行う場合は、障害発生率を0を上回るように実績等に基づき合理的に見込む必要があり、見込まないことは不可。
	[連合会移換者に係る移換額] ・連合会移換者に係る移換額の見込みは、下記の 通り行うこと。	<ul> <li>・これら以外の基礎率を設定する場合は、給付内容などに応じ合理的に設定する。(例示)</li> <li>・障害給付金を障害等級ごとに給付する場合に、等級ごとの障害発生率を使用</li> <li>・連生年金において、有遺族率(有配偶率、配偶者なし有子率)、配偶者の年齢、子の年齢を財政に反映</li> </ul>
	★代行部分に係る移換額 原則として、「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額(平成22年1月15日告示)」にある年金現価率を使用すること ★基本プラスアルファ部分に係る移換額	

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	移換先の規約に定める移換現価率の実績及び将来の見通しに基づいて、年金財政の健全性を勘案して合理的に決定した予定利率及び予定死亡率にて算出した年金現価率を使用すること。  ・なお、基本プラスアルファ部分の標準掛金率算定にあたっては、連合会移換者かどうかの判定を基準日以前の勤務期間を含めて行うことを原則とする。	(理由) 財政方式として開放基金方式を用いる場合、数理上標準掛金率の計算にあたって「財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しないで算定する」取扱いを原則としている。しかし、基金の状況(特に移換現価率の予定利率と基金の予定利率に大きな乖離がある場合等)によっては、加入長型に見た場合。全地間の
	・財政上の健全性を考慮して、将来的な死亡率の 改善を見込んで死亡率に一定の割掛けを行っ た上で算出した年金現価率を使用することも 可。	ては、加入員別に見た場合、全期間の 給付現価を将来期間分の給付現価が上 回る可能性すらあるため。
	ただし、財政への影響が小さい場合には、簡便な方法によることも可。	(例示) 全員が基金から老齢給付を受給する前提で計算(移換現価率の予定利率と基金の予定利率とに大きな乖離がない場合) 連合会移換者の実績を勘案し、全員が65歳支給開始であるものとして、プラスアルファ部分で使用する移換現価率を全体に適用して計算
第4-4-(3) その他の算定基礎	「加入員数、加入員の給与等(2)に掲げる基礎率以外の算定基礎は基準日における実績を用いる。」 ・基準日が事業年度末日以外の場合、直前の財政検証における実績を基礎として、新規加入員、資格喪失者を反映した合理的な方法により推計したものを用いることができる。なお、資格取得・喪失者が少なく、年金財政上の影響が軽微であると判断できる場合には、直前の財政検証の加入員等を用いることができるものとする。ただし、給与変更を伴う変更計算の場合には、新給与を反映させた算定基礎を用いること。	・加入員については直前財政検証の加入員で当該基準日においても加入員である者は財政検証時の給与が継続したもの、新規加入員は加入日の給与が加入日以後継続したものとする等の方法により推定することができる。また、直前財政検証時以後加入資格を喪失した受給権者の給付額は直前財政検証時の給与が喪失日まで継続したものとして推定される額等合理的に算定される額とすることができる。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
第4-4-(4) 資産額	・掛金算定に用いる資産額は基準目における(数理上資産額一給付改善準備金一繰入準備金一別金積立金一乗継事業所償却積立金)とする。ただし、別途積立金は第5の取扱いにより基金の判断でとりくずした額を控除した後の額とする。 ・基準目が事業年度末日でない場合、数理上資産額を過大評価することがないよう留意し、以下の方式により推計した額を数理上資産額とすることができる。 ア. 直前の財政検証における数理上資産額にその翌日から当該基準日までの間の期中収支差と運用収益を加えた額 イ. 基準日における残高証明ベースの固定資産時価に前事業年度末の流動資産を加え、流動負債及び支払備金を控除し、資産評価調整額を加算した額。ただし、流動資産、流動負債、支払備金については可能な限り、実績を反映するものとする。ウ. 基準日における加入員、給与をベースに変更前制度(合併、分割を含む)により算定した(数理債務+最低責任準備金+最低責任準備金制整額一特別財金収入現価一繰越不足金+別途積立金+承継事業所償却積立金+給付改善準備金+繰入準備金)	・アの運用収益として (前年度末数理上資産額 +0.5×期中収支差)×期中利回 り×(前事業年度末からの日数 /365) を用いることができる。 (例示) 期中利回りとして、以下の利回り 等を前事業年度明した時価ベース利回り ち・予算で使用した時価ベース利回り と・予定利率 は、の% ただし、使用する利回りが予定利率 を超える場合には、直近の四半期の の利回り等を参考に年金財政の 健全性に十分留意すること。 ・承継事業所償却積立金を有する基 金は、承継事業所償却利利率・付利 方法について、規約に定めた可利 方法を使用する方法のほか、場別にの運用収益にかかる期中 利回りとの関係や年金財政に合理的 に見込む方法とすることができる。
第4-4-(5) 数理上掛金及び 規約上掛金 -ア 数理上掛金 の算定方法	(7) 代行型及び共済型 a. 規約上の標準掛金率の基礎となる基本プラスアルファ部分の数理上の標準掛金率は採用した財政方式により算定する b. 代行部分の未償却過去勤務債務残高(PSL) = 最低責任準備金+最低責任準備金調整額 - 代行部分に配分した資産額 基本プラスアルファ部分の 未償却過去勤務債務残高(PSL) = 基本プラスアルファ部分の数理債務 - 基本プラスアルファ部分に配分した資産額	・(ア)b及び(イ)cのPSL算定に際し、第4-4-(5)-イに定めるところにより算定した予想額又は評価損償 却掛金収入現価がある場合には、これを除去すること。 ・また、財政計算で算定された標準 掛金率及び特別掛金率が適用される予定償却開始日まで財政計算前の標準掛金率及び特別掛金率を適用することにより発生する年金財政上の過不足を加味することができる。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	代行部分に配分した資産額および基本プラスアルファ部分に配分した資産額は、第 4-4-(4)により算定した資産額を、第 4-4-(5)-ア(4)のb、eもしくはgにおける基本部分及び加算部分の資産額の配分方法のいずれかに準じた方法により代行部分及び基本プラスアルファ部分に配分した額とすること。	・基本プラスアルファ部分先取りは不可 ・ある区分で未償却過去勤務債務がマイナスになった場合、当該区分の未償却過去勤務債務を0とし、当該マイナスの未償却過去勤務債務を他の区分の未償却過去勤務債務を他の区分の未償却過去勤務債務に加算すること。
	c. 代行部分の特別掛金率 = (bにより定めた代行部分のPSL) ÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応 する標準給与現価)	・代行部分の特別掛金率と基本プラスアルファ部分の特別掛金率とでそれぞれ異なる予定償却期間を設定することは可。
	基本プラスアルファ部分の特別掛金率 = (bにより定めた 基本プラスアルファ部分のPSL) ÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応 する標準給与現価)	
	・上記の標準給与現価には、基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むことができる。(加算部分においても同様)	・減少、増加のどちらの見込みも可。 ・財政の健全性に配慮して見込むこと。 ・将来の給与総額の変動については、財政決算における未償却過去 勤務債務残高や減少事業所から一 括徴収する掛金の算定においても同様に見込むことに配慮し、簡便な方法により見込むことも可。 (例示) 平均的な率として合理的に算定された一定率を将来の給与総額の変動率として全期間に適用し、現価率に織込む。 ・将来の見込みは、財政計算時に適宜見直すこと。
	・賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、上記の標準給与現価を「(報酬標準給与現価)×(1+予定賞与率)」と読み替える。(加算型の場合で加算部分において総報酬制を導入する場合も同様)	
	・賞与標準給与額の変動が大きいことが予想されるため、財政の健全性の配慮の上、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することも可とする。この場合、掛金率の算定にあたっては、上記の標準給与現価を、報酬標準給与現価と読み替えて適用すること。(加算部分において総報酬制を導入する場合も同様)	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	・基準日が事業年度末日でない場合には、第 3-4 における「当該事業年度の前事業年度における年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り(以下「厚生年金運用利回り」という。)に一を加えた率を十二分の九乗して得た率に当該事業年度における厚生年金運用利回りに一を加えた率を乗じて得た率」を「計算基準日前1年9ヶ月における厚生年金運用利回りに一を加えた率」とし、直近の事業年度末から計算基準日までの付利利率として以下の①~④の付利利率を用いて最低責任準備金調整額を推計することができる。	・(イ) 加算型の場合及び(ウ) 財政方式として予測単位積増方式を採用する場合も、同様の方法により最低責任準備金調整額を推計できる。
	ただし、推計の際には、第4-4-(4)において使用した数理上資産額の推計方法との整合性を十分勘案し、未償却過去勤務債務を過小に評価することがないよう留意すること。	・例えば、前事業年度の運用利回りが高く、最低責任準備金調整額の推計に用いる利率が当該運用利回りに比べて相対的に大幅に低くなる場合であって、当事業年度の運用利回りが大幅に低下したような場合に、左記②を用いて推計すると未償却過去勤務債務残高を過小に評価することとなる場合があるため注意が必要である。
	① 直近までの実績を反映する場合 数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に直近までの実績を使用して推計している場合、又は第4-4-(4)-イの方法を用いている場合 …年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という)の「業務概況書」に記載の基本ポートフォリオに基づき、市場インデックスで計算基準日まで運用したと仮定して得られる収益率、又は「4半期運用状況」において公表されている収益率	・左記①~④において、資産の評価 の方式に数理的評価による方式を 採用している場合であって、資産 評価調整加算額又は資産評価調整 控除額に直近事業年度末の数値を 使用している場合は、最低責任準 備金調整額の推計の際に、直近事 業年度末の最低責任準備金調整額 を用いることも可とする。 (例示) 直近までの実績を反映する 場合の例示
	② 前事業年度までの実績を使用する場合 数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に前事業年度の時価ベース利回りを使用して推計している場合 …前事業年度の年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り	<ul> <li>・直近の事業年度末: H22.3.31</li> <li>・計算基準日: H22.8.31</li> <li>・利率A: GPIFの直近の「業務 概況書」に記載の基本ポートフォリオに基づき、市場インデックスで計算基準日まで運用したと仮定して得られる収益率</li> </ul>
	③ 予定利率を使用する場合 数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に予定利率を使用して推計している場合 ひは第4-4-(4)-ウの方法を用いている場合 い4.1%、計算時点において公表されている年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの直近5年平均利回り、又は「法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」に関する予測値である厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」に記載の厚生年金の名目運用利回り。なお、最低責任準備金調整額の推計の際に、直近事業年度末の最低責任準備金調整額を用いるこ	・利率B:GPIFの「4半期運用 状況」において公表されている収益率 a. H22.4.1~H22.8.31までの付 利利率として利率B(4月~9月 の通算)を使用する。 b. H22.4.1~H22.6.30までの付 利利率として利率B(第1Q: 4月~6月)、H22.7.1~H22.8.31 までの付利利率として利率B (第2Q:7月~9月)を使用する。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	とも可とする。 ④ その他 数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に0を使用している場合・・・0%	c. H22. 4. 1~H22. 8. 31までの付利利率として当該5カ月相当分の利率Aを使用する。 d. H22. 4. 1~H22. 6. 30までの付利利率として利率B(第1Q:4月~6月)、H22. 7. 1~H22. 8. 31までの付利利率として当該2ヵ月分の利率Aを使用する。
	(イ) 加算型 a. 規約上の標準掛金率の基礎となる数理上の標準 掛金率は採用した財政方式により基本プラスア ルファ部分と加算部分に区分して算定する。 b. 第4-4-(4)で算定した資産額のうち、基本先 取り方式により、基本プラスアルファ部分の数理 債務相当額、最低責任準備金及び最低責任準備金 調整額の合計額を基本部分の資産として充当し、 その残余を加算部分に充当する。	
	c. 未償却過去勤務債務残高 (PSL) =加算部分の数理債務 - b で算定した加算部分の充当資産額	
	d. 特別掛金率 = (cにより定めたPSL) ÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対 応する加算給与現価)	・定額制の制度において、一人あたりの特別掛金額で設定の場合、加算給 与現価を加算適用加入員現価(人数 現価)に置換えて算出する。
	・上記の加算給与現価には、基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込む ことができる。	・(ア)cの備考欄参照
	e. b~dによらず、代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分に区分して特別掛金を算定することができる。この場合、以下の①から⑦の方法により資産額を基本部分と加算部分に配分し、さらに、基本部分に配分された資産額を、第4-4-(5)ーア(ア) bに定めるところに準じて、代行部分と基本プラスアルファ部分に配分し、第4-4-(5)ーア(ア) bとc及びcとdに定めるところに準じて、代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。また、代行部分に特別掛金が生じないように資産を充当し、その残余を①から⑦の方法に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分に配分し、cとdに定めるところに準じて、基本プラスアルファ部分及び加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することも可。	・代行部分と代行部分以外(基本プラスアルファ部分+加算部分)に区分して特別掛金を算定することは不可。 ・資産額を基本部分と加算部分に配分する方法と、基本部分に配分された資産額を代行部分と基本プラスアルファ部分に配分する方法は、同一方法でなくても可。 ・前回の財政計算が前回改正前の財政運営基準による場合、基本部分を代行部分と基本プラスアルファ部分に分離して掛金計算することに起因して発生する後発債務分については、左記e①~⑦の方法にかかわらず、代行部分あるいは基本プラスアルファ部分の特別掛金として算定して償却することも可。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	<ul><li>① 基本部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</li><li>② 免除保険料率の変動幅が基本部分の規約上掛金率の変動幅となるように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残</li></ul>	・①、②の「基本部分の規約上掛金率」は、新たに設定した予定償却期間に基づいて算定しても可。
	余とする方法。 ③直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政 計算の基準日における(基本プラスアルファ 部分の数理債務+最低責任準備金+最低責任 準備金調整額)と加算部分の数理債務の比に より資産額を按分する方法。	・「当該財政計算の基準日」における数理債務等の債務は、財政計算前の額、財政計算後の額いずれも可。
	<ul> <li>④ 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における(基本プラスアルファ部分の数理債務+最低責任準備金+最低責任準備金調整額一基本部分の特別掛金収入現価一基本部分の特別掛金収入現価一等例掛金収入現価一基本部分の特別掛金収入現価一特例掛金収入現価)の比により資産額を按分する方法。</li> <li>⑤ 最低責任準備金+最低責任準備金調整額を先取りとし、残余資産を上記①~④に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分へ充当する方法。</li> <li>⑥ ①~⑤のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないために必要な額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</li> <li>⑦ ①~⑤のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の数理債務に相当する額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方</li> </ul>	・⑥の「加算部分の規約上掛金率」は、新たに設定した予定償却期間に基づいて算定しても可。
	法。 f. 加算部分に複数の給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに特別掛金を算定することができる。	・「給付区分」とは、複数の給付設計を組み合わせる場合又は労働条件の類似する加入員を構成員とするグループ区分ごとに異なる給付
		設計を行う場合において、給付設計 ごとに区分したものをいう。 ・給付区分ごとに特別掛金を算定す るときは、給付区分ごとに異なる償 却方法・予定償却期間・償却割合を 設定することが可能。 ・複数の給付区分を一つの給付区分 として考え、(当該一つの)区分全 体の債務・資産により算定した未償 却過去勤務債務残高に基づき、一つ

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	<ul> <li>○ 給付区分特例を実施している場合と実施していない場合(原則的な扱い)で以下の取扱いになる。</li> <li>① 原則的な扱い</li> <li>・ b又はeに定めるところにより加算部分に配分された資産額を、以下のいずれかの方法(以下、「加算資産按分方法」という。)により更に各給付区分に配分し、cとdに定めるところに準じて、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定する。</li> </ul>	の特別掛金として設定することも 可。(ただし、給付区分特例を実施 している場合は、給付区分特例の区 分を跨いで一つの特別掛金として 設定することは不可。)
	資産の配分方法         按分比の基準日           数理債務の比により按・直前の財政検証の基	
	分 準日	
	※「当該財政計算の基準日」の「数理債務」は「当該財政計算」前、「当該財政計算」後の額のいずれを使用してもよい。 ※「当該財政計算の基準日」の「特別掛金収入現価」と「特例掛金収入現価」は「当該財政計算」の前の額とする。	
	・未償却過去勤務債務残高が零を下回る給付区分が ある場合には、他の給付区分の未償却過去勤務債 務残高から当該下回る額を控除すること。	・制度全体の特別掛金収入現価を増加させない範囲で、別途積立金を 積み増すことは可。
	・控除される他の給付区分が複数ある場合は、合理 的な方法により按分した額を各給付区分から控 除すること。	(例示) 合理的な方法 採用した加算資産按分方法に準 じて按分した額を各給付区分から 控除する。
	② 給付区分特例を実施している場合 ・給付区分ごとに区分された資産額により、cとdに定めるところに準じて未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定する。	(例示) 「基本部分+加算部分1」を共通 給付区分として資産を一体管理 し、「加算部分2」の資産を別途 区分して管理している場合。 ⇒ 共通給付区分の資産額を上記 b又はeの方法に準じて基本部 分と加算部分1に按分する。 ⇒ 「基本部分」、「加算部分1」 及び「加算部分2」それぞれの

なして給付区分特例を実施している場合、当該 (一つの区分とみなした) 給付区分の資産額を、更に給付区分ごとに按分して、給付区分ごとに按分して、給付区分ごとの特別開金を算定することができる。 (例示) 「加算部分2+加算部分3」を一つの区分みなして給付区分特例を実施している場合。 ⇒当該 (一つの区分とみなした) 給付区分の資産額を、加算部分2と加算部分3と大加算部分3と大加算部分3と大加算部分2とが可能。なお、資産額の按分力を法は、加算資産按分方法による。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分別途積立分とに、特別開金の資定及び給付区分別途積立の積み増入行うため、制度全体でみると「特別開金収入現価の増加」と「防途積立金の積み増し」が同時に行われる場合がある。 ・制度全体ではなく、ある給付区分のみの不足金の解消を目的とする財政計算は実施不可。  ・以下の財政計算は実施可能、(例示1) 区分A:不足、区分B:剰余・対政計算を行い、区分Aの不足を解消し、区分Bの利余に給付区分別途積立金として留保	財政運営基準	実務基準内容	備考
なして給付区分特例を実施している場合、当該 (一つの区分とみなした) 給付区分の資産額を、更に給付区分ごとに按分して、給付区分ごとに按分して、給付区分ごとの特別開金を算定することができる。 (例示) 「加算部分2+加算部分3」を一つの区分みなして給付区分時例を実施している場合。 ⇒当該 (一つの区分とみなした) 給付区分の資産額を、加算部分2と加算部分3と地が可能。なお、資産額の按分力をは、加算部分2とが可能。なお、資産額の按分力をは、加算資産按分方法による。 ・給付区分等例を実施している場合は、給付区分ごとに、特別開金の資定及び給付区分別途積立金であると「特別開金の資力と」に、特別開金の利力と「防途積立金の積み増し」が同時に行われる場合がある。 ・制度全体ではなく、ある給付区分のみの不足金の解消を目的とする財政計算は実施不可。 ・以下の財政計算は実施可能、(例示1) 区分A:不足、区分B:剩余⇒財政計算を行い、区分Aの不足を解消し、区分Bの剩余に給付区分別途積立金として留保			り特別掛金を算定する。なお、 給付区分ごとに異なる償却方 法・予定償却期間・償却割合を
は、給付区分ごとに、特別掛金の貨 定及び給付区分別途積立金の積み 増しを行うため、制度全体でみると 「特別掛金収入現価の増加」と「別 途積立金の積み増し」が同時に行え れる場合がある。  ・ 以下の財政計算は実施可能。 (例示1) 区分A: 不足、区分B: 剰余 ⇒財政計算を行い、区分Aの不足 を解消し、区分Bの剰余は給付 区分別途積立金として留保			いる場合、当該(一つの区分とみなした)給付区分の資産額を、更に給付区分ごとに按分して、給付区分ごとの特別掛金を算定することができる。(例示)「加算部分2+加算部分3」を一つの区分みなして給付区分特例を実施している場合。 ⇒当該(一つの区分とみなした)給付区分の資産額を、加算部分2と加算部分3に按分し、特別掛金をそれぞれ算定することが可能。なお、資産額の按分方法は、加算資産按分方法によ
解消を目的とする財政計算は実施不可。 (例示1) 区分A: 不足、区分B: 剰余 ⇒財政計算を行い、区分Aの不足 を解消し、区分Bの剰余は給付 区分別途積立金として留保			・給付区分特例を実施している場合 は、給付区分ごとに、特別掛金の算 定及び給付区分別途積立金の積み 増しを行うため、制度全体でみると 「特別掛金収入現価の増加」と「別 途積立金の積み増し」が同時に行わ れる場合がある。
区分A: 剰余、区分B: 剰余  ⇒財政計算を行い、区分Aの剰余 を用いて区分Aの特別掛金を 引き下げ、区分Bの剰余は給付 区分別途積立金として留保 (例示3) 区分A: 不足、区分B: 不足 ⇒財政計算を行い、区分A、Bの			(例示1) 区分A: 不足、区分B: 剰余 ⇒財政計算を行い、区分Aの不足を解消し、区分Bの剰余は給付区分別途積立金として留保(例示2) 区分A: 剰余、区分B: 剰余 ⇒財政計算を行い、区分Aの剰余を用いて区分Aの特別掛金を引き下げ、区分Bの剰余は給付区分別途積立金として留保(例示3) 区分A: 不足、区分B: 不足⇒財政計算を行い、区分A、Bの不足を解消。(区分Aのみ、又は区分Bのみの不足の解消は不可。)

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		場合は、当該制度変更により変動 した過去勤務債務の額により特別 掛金を算定することが可能(当該 給付区分が剰余(給付区分別途積 立金を計上)である場合は、その 他の給付区分の繰越不足金を解消 しない取扱いも可)。
	g. b~fによらず、全部又は一部の設立事業所における受給権者に係る数理債務、最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の合計額を資産額から控除し、当該受給権者に係る数理債務の額、最低責任準備金及び最低責任準備金別を領土を行れ基金全体の数理債務、最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の額から控除したうえで、b~fに定めるところに準じて未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することができる。  (ウ) 上記(ア)、(イ) にかかわらず、財政方式として予測単位積増方式を採用する場合、未償却過去勤務債務残高(PSL)=加入員や受給権者の過去勤続期間に獲得された給付額をベースに算定する数理債務+最低責任準備金+最低責任準備金調整額一第4-4-(4)により算定した資産額	・受給権者に係る最低責任準備金及 び最低責任準備金調整額は、基金 全体の最低責任準備金及び最低責 任準備金調整額を過去期間代行給 付現価の比により按分した額とす る。
一イ 次回の財政再 計算までに発 生する積立不 足の予想額	・積立不足の予想額の見込みについては基金(母体)から資料を徴求する(一時的である旨の確認を含む) ・特例掛金は、加入員の減少に配慮して設定する。 (例えば一定額で償却)。 ・拠出開始日は基準日の翌々日から1年以内の任意 の日とできる。拠出の終了日は次回の財政再計算に よる新掛金率適用予定日の前日とする。(当該積立 不足の予想額は、次回の財政再計算による新掛金率 適用予定日を予定償却完了日とする期間で元利均 等償却するものであり、積立不足が発生すると予測 される期間で元利均等償却するわけではないこと に留意すること。)	(例示) ・直近の予算作成時に使用した年金 資産等を合理的に補正したものに 基づき予想運用利回りが予定利率 を下回る額(下回る年数分) ・加入員規模が著しく予定を下回る 場合の掛金収入減少見込額(掛金を 一人あたりの額あるいは基準給与 1円あたりの率で定めている場合) ・脱退及び昇給の実績が予定と著し く乖離する場合に見込まれる脱退 差損及び昇給差損の額 (過去の実績から合理的に推計 した額)
	<ul><li>・拠出の終了日までに財政計算を行う場合は、当該財政計算時に特例掛金を設定し直すことができる。</li><li>・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに特例掛金を算定する。</li></ul>	<ul> <li>・予定利率を変更する場合等、積立不足の予想額の計算基礎が変更になる場合は見直す。</li> <li>・特例掛金の計上例</li> <li>①基本、加算部分の一方に計上</li> <li>②差損の発生区分に応じて計上</li> </ul>

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		(例えば、利差損の予想額を、「最低責任準備金+最低責任準備金調整額一代行部分の特別掛金収入現価」、基本プラスアルファ部分の「数理債務一特別掛金収入現価」、加算部分の「数理債務一特別掛金収入現価」の比でそれぞれ計上)
一ウ 掛金の調整	「前記アで算定した未償却過去勤務債務残高が負の場合、次の調整により標準掛金率を引下げることができる。」 (ただし、代行部分を除く。)	・調整を行わない場合、負の未償却過去勤務残高相当額の全部、また、行う場合においても一部を標準掛金率の引下げに用いず、別途積立金積増金で処理することができる。
	(ア) 代行型及び共済型 負の未償却過去勤務債務残高を標準給与現価で除 して算定した負の掛金率を同 a で算定される標準 掛金率に加えた率を標準掛金率とする。 (イ) 加算型	
	負の未償却過去勤務債務残高を加算給与現価で除 して算定した負の掛金率を同 a で算定される標準 掛金率に加えた率を標準掛金率とする。 なお、負の未償却過去勤務債務残高について、前記 ア、(イ) e の取扱いを準用し合理的な方法により、 掛金率の調整を行うことができるものとする。	・負の掛金率の端数処理は切り捨て (例示) -3.75‰ → -3‰
第4-4-(6) 過去勤務債務の 予定償却期間	【基本的考え方】 未償却過去勤務債務は、将来の給付を行うにあたって標準掛金による収入及び資産額では賄いきれない部分であるため、一定の償却期間を定めて早期かつ確実に償却しなくてはならない。 ・予定償却期間の定義 「ア. 予定償却開始日」から、「イ. 予定償却完了日」までの期間を予定償却期間と定める。	・第4-4-(5) -4の予想額を除いた 過去勤務債務について記載
一ア 予定償却開始 日	・第4-1-(1)基金設立時等の財政計算、同(3)変更計算(オ.責任準備金の確保、カ.最低積立基準額及び最低責任準備金の確保を除く)の場合は、設立日或いは制度変更日を予定償却開始日とする。	・第4-1-(1)の各号、第4-1-(3) -7、第4-1-(3)-キ又は第4-1- (3)-クのいずれかに該当する場合、 予定償却開始日は基準日の翌日から認可申請日の翌年の応当日まで の間の任意の日であるが、当該認可申請日とは、認可申請書の提出の日をいう。 (例示) 1. N年2月1日を基準日とする、 N年10月1日付新設の場合
		N年10月1日刊新設の場合 → N年10月1日 2. N年3月31日を基準日とする、 N+1年4月1日付給付の変更の 場合 → N+1年4月1日

財政運営基準	実務基準内容	備考
	・第4-1-(2)財政再計算、(3) - オ、カの場合は、新 掛金率適用開始予定日を予定償却開始日とするこ とを原則とする。	
一/ 予定償却完了 日	・未償却過去勤務債務残高とは原則として特別掛金収 入現価とする。(以下第4において同じ。第3-3- (3)イ参照)	<参考> 厚生年金基金規則第32条第5項 「第2項の補足掛金額は、厚生労働 大臣の定める方法により計算され
	・ベア(第4-4-(2)-エ予定昇給指数参照)を見込んでいる場合であっても、特別掛金収入現価の計算においては原則として反映しない。	なければならず、かつ、その額の うち過去勤務債務に係る掛金の額 は、原則として二十年以内の範囲 内で当該債務が償却されるように 計算されなければならない。」
	・第4-1-(1)の基金設立時等の財政計算及び同(3) -ア給付の変更の場合に限り期間の上限(20年。) の起算を設立日又は、制度変更日からとできる。	・移行に伴う評価損償却のための特別 掛金と通常の特別掛金で、予定償却 完了日を異にすることができる。
	・「未償却過去勤務債務」は、計算基準日時点の過去 勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足 金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積 立金をとりくずす場合はとりくずし後の額とする (下記ウにおいて同じ。)。	
	・「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務」は、「未償却過去勤務債務」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。	
	・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする(下記ウにおいて同じ)。ただし、当該財政計算前に掛金引上げ猶予を適用している場合には、掛金引上げ猶予を適用した財政計算時における数理上掛金に基づく特別掛金収入現価とする。	
	・「未償却過去勤務債務を3年で償却するとした ときの掛金」における3年とは、償却開始日か ら償却完了日までの期間をいう。	
	・財政計算時において残余償却期間が3年を下回る場合(下記エ(「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合)に該当する場合を除く。)、「未償却過去勤務債務」を残余償却期間で償却することは不可。	・「今回の財政計算で新たに発生した 過去勤務債務の額」が負か否かの判 定においては、別途積立金積増金を 反映することは不可。
	・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」は、前記の「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務」と同じものである(下記ウ、エにおいて同じ)。	・償却完了日は、基準日から起算する ため、予定償却開始日が基準日と異 なった場合、その分許容される最長 の予定償却期間が短くなる。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		(例示) 再計算日:N年3月31日 予定償却開始日:N+1年4月1日 の場合 ・最長の予定償却期間:19年 ・再計算後の特別掛金率 ①未償却過去勤務債務残高/(給 与総額×19年確定年金現価率) ②未償却過去勤務債務残高/(給 与総額×1年据置19年確定年金 現価率) ③(未償却過去勤務債務残高一再 計算前特別掛金による1年間償 却分)/(給与総額×1年据置 19年確定年金現価率)
ーウ	・前回の財政計算において発生した過去勤務債務の償却が完了していない場合(下記エに該当する場合を除く。)の予定償却期間の設定は以下のとおり行うこと。	
<b>−</b> ウ <b>−</b> (ア)	・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」について、以下に定める年数 a から、前回財政計算から今回財政計算までの期間を控除した期間で償却した場合の掛金の額と、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」につき前記イの規定に基づき計算された額とを合算した額を特別掛金額として計算される期間を予定償却期間の上限とする。 a:最初に発生した過去勤務債務の予定償却期間の上	次の掛金が下限となる。 ・前回の財政計算で初めて過去勤務 債務が生じた場合  「前回の財政計算において発生し た過去勤務債務の額のうち償却さ れていない額」: A1 「今回の財政計算で新たに発生し た過去勤務債務の額」: A2 前回財政計算から今回財政計算ま での期間: T
	限を20年(注)とし、以降、先発債務及び後発債 務のそれぞれの予定償却期間の上限を用いて設定 される期間。ただし、実務的に算出が困難な場合 は、前回財政計算での予定償却期間の上限を使用 することも可	とするとき、 A1の予定償却期間を(20-T)年 A2の予定償却期間を20年 として計算した A1/(20-T)年確定年金現価率+ A2/20年確定年金現価率
	イメージ図(予定償却期間の上限) 20 年 	また、このとき、 (A1+A2)/上記の掛金 が、予定償却期間の上限に基づく年 金現価率
	T A1 前回 今回 20年	・なお、前回の財政計算で下記工を適用した場合でも、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合はウにより左記取扱いが可能。

財政運営基準	実務基準内容	備考
-ウ-(イ)	・「未償却過去勤務債務」について前記イの規定に基 づき算定した特別掛金の額として計算される予定償 却期間	・当該特別掛金は前回の財政計算に おいて計算した特別掛金を下回っていない場合に限る。ただし、前回の 財政計算において定めた予定償却完 了日が、今回の財政計算の新掛金率 適用日以前である場合は、この特別 掛金の比較要件を適用する必要はない。 ・上記の特別掛金の比較要件における「前回の財政計算において計算した特別掛金」は、「数理上特別掛金 ともり数理上特別掛金を設定して、 場合は規約上特別掛金を設定して、 場合は規約上特別掛金を設定して、 場合は規約上特別掛金を設定して、 場合は規約上特別掛金同士では、(変更規約上特別掛金同士で比較を行うこと。 ただし、前回の財政計算において計算と ただし、前回の財政計算において計算したがし、 に対する場所とは、「対する数理上特別 財金」とし、当該比較要件において は、「類金引上げ猶予を適用 した財政計算時における数理上特別 財金」とし、当該比較要件において は、(変更前後とも)数理上特別掛金 は、(変更前後とも)数理上特別掛金同士で比較を行うこと。
一工	<ul> <li>「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回るとき」とは、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合である。</li> <li>「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、前記イの「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」と同じものである。</li> <li>「前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間」は、今回の財政計算において定めた予定償却開始日から前回の財政計算において定める予定償却開始日から前回の財政計算において定めた予定償却完了日までの期間とする。</li> </ul>	・別途積立金を取崩して特別掛金を引下げる財政計算も工を適用する。 ・特別掛金を引下げる場合、年金財政の健全性に留意して行うこと。特に回復計画を実施中の場合にあっては、回復計画策定当初における回復時期が延長されることがないように特別掛金を設定する必要がある。
	○予定償却完了日の設定は以下の通りに行う。 ・前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が3年以上の場合 予定償却開始日から3年以上かつ前回の財政計算において定めた予定償却完了日以前の任意の日・前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が3年未満の場合前回の財政計算において定めた予定償却完了日	・エに該当する場合、予定償却完了日を前回の財政計算において定めた予定償却完了日より後にすることは不可。 ・前回以前の財政計算において発生した過去勤務債務の償却期間について、前回以前の財政計算の基準日から20年経過後の予定償却完了日

財政運営基準	実務基準内容	備考
	(償却期間不変で特別掛金の引下げは可だが、償却 期間の短縮は不可。)	まで延長することができるのは、前 記ウー (ア) に該当する場合のみ。
	・「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」が0となるように別途積立金を取崩し、特別掛金を廃止することは可。	
	・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合、当該負の額の全部又は一部を別途積立金積増金で処理する取扱いも可。	・当該負の額の一部を別途積立金積増 金で処理し、残りの額を特別掛金の 引下げに使用することも可。
	「例示」 ・負の額の全部を別途積立金積増金で処理し、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」=「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」となることから財政計算の前後で特別掛金額・残余償却期間を不変とする取扱い。	
第4-4-(7) 過去勤務債務の その他の償却方法	【基本的考え方】 過去勤務債務を早期に確実に償却するために、前記(5)、 (6)以外の償却方法として弾力償却、定額償却、定率償却 を採ることができる。 また、特別掛金の一括引上げが困難な場合、段階引上 げ償却を採ることができる。	○特別掛金率(額)を変更する場合の 取扱い a. 当該年度において適用する特別掛 金率(額)を従前の率(額)から 変更する場合には、規約変更の認 可申請書を変更日の1ヶ月前ま でに提出すること。 b. 期中における変更については、制 度変更、基金合併、その他の合理 的理由がある場合に限る。
一ア 弾力償却	【基本的考え方】 過去勤務債務を予定より早く償却するために掛金の上下限を定め、その範囲で弾力的に償却を行う。	・設立事業所ごとに異なる特別掛金を 設定している場合は、毎事業年度の 特別掛金を(下限掛金と上限掛金の 範囲内で)設定するにあたり、(同 一給付区分内では)予定償却期間が 全ての設立事業所で同一となるよう な特別掛金を適用すること。(ただ し、編入時の特別掛金についてはこ の限りではない。)
	・財政検証の取扱い 弾力償却を行った場合の財政検証時の過去勤務債 務の予定償却期間は、「第3-3-(2)-オ過去勤務 債務の残余償却期間」による。	・第3-3-(2) - オ過去勤務債務の予 定償却期間の備考欄参照
	<ul><li>・財政計算時の取扱い 前回財政計算時以降弾力償却を行って、予定償却期間を短縮した場合、今回財政計算の予定償却期間</li></ul>	

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	は、短縮以前の予定償却期間から今回財政計算時までの経過期間を控除して得た期間とすることができる。	
	・下記「イ.定額償却」、「ウ.定率償却」の場合は 弾力償却はできない。	
<b>一</b> イ 定額償却	【基本的考え方】 第4-4-(5)に定める方法を採った場合、加入員数 が減少すると過去勤務債務が予定どおり償却されな いことがある。この場合、定額償却を採ることにより 各事業年度の総額が固定されるため、当初の予定どお り確実に償却することができる。	
	<ul><li>・各事業年度の特別掛金の総額の定め方 特別掛金の額の算定基礎となる未償却過去勤務債 務残高</li></ul>	
	/第4-4-(6)に準じて定めた予定償却期間に応じた確定年金現価率結果は小数点以下四捨五入し、端数は予定償却期間	
	お来は小数点以下四括五人と、端数は予定債却期间 の最終年度で調整する。 ・各事業年度の賦課方法の定め方 事業所ごとや各月ごとの賦課方法については予め 定めた合理的な方法によるものとする。	(例示) ・1 人あたり一定額又は給与あたり一定率として定める方法 a. 次のり以外の場合 各事業年度の特別掛金の総額 /(当該事業年度の事業計画書における平均加入員数又は平均給与月額による総給与×当該事業年度中の月数) b. 変更計算で事業年度の途中から掛金率を変更する場合の当該事業年度分当該事業年度の特別掛金の総額/(当該変更年月分の掛金額算定用の加入員数又は総給与×当該事業年度中の月数) 事業年度間の人員異動による過不足については調整しない。 ・各事業年度の特別掛金の総額を当該事業年度中の月別で除して各月の
一ウ 定率償却	【基本的考え方】 第4-4-(5)に定める方法を採った場合、償却開 始当初は利息負担が大きいため債務残高はゆっくり 減少するが、定率償却では償却開始当初は償却額が 大きくなるため、急速に減少させることができる。	掛金額とする方法 ・定率償却の場合、各事業年度に発生する差損益は当年度剰余金又は不足金として処理されるため、財政計算時に、次回財政再計算時までの各事業年度末の過去勤務債務残高の見込額が確定する。
	<ul><li>・各事業年度の特別掛金の総額の定め方 前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額</li></ul>	(例示) ・前事業年度末の過去勤務債務残高

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	×償却割合 (0.15~0.50)	の見込額 =前々事業年度末未償却過去勤務 債務残高× (1 + i) -償却方法に従って前事業年度中 に償却される過去勤務債務 × (1 + i) <sup>1/2</sup> ・ここに i は、第 4-4-(2) アの予定 利率とする。
	・各年度の賦課方法の定め方 前記イ定額償却の場合と同様とする。	
	・未償却過去勤務債務残高の全部償却の可否の判定の ための当該事業年度の標準掛金の総額の定め方 標準掛金率×当該事業年度の予算編成時点の加 入員数又は総給与×12 ここに標準掛金率は基本部分、加算部分合計とし、 これを移行に伴う評価損の見込額と、 前記、前事 業年度末の過去勤務債務残高の見込額の総合計と 比較する。	
	<ul> <li>・予定償却期間の算定方法         PSL<sub>0</sub>: 財政計算時の未償却過去勤務債務残高         PSL<sub>t</sub>: 財政計算から t 年経過後の財政検証時の未償却過去勤務債務残高         R : 償却割合         としたとき、         PSL<sub>t</sub> = PSL<sub>t-1</sub>×(1+i) - PSL<sub>t-1</sub></li></ul>	・予定償却期間の下限である3年、及び上限である20年の制約は受けない。
ーエ 段階引上げ償却	【基本的考え方】 特別掛金水準が高くなり、一括引上げが困難な場合、 一定の要件を満たす場合に限り、特別掛金の引上げを 段階的に行うことができる。	
	・財政計算の基準日の翌々日から起算して5年以内に 定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくならない方法 で段階的に引上げること。	・初回の掛金引上げを基準日の翌々日より起算して1年を超えるように設定することは不可。 ・定期的であれば1年毎の他に2年毎などの方法も可。 ・「引上げ幅が経年的に大きくならない方法」とは、n年後の引上げ幅がk(0≦k≦n-1)年後の引上げ幅以下となることをいう。
		(例示) 計算基準日: H 18/3/31

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		現行特別掛金率:10‰ 掛金初回引上げ日:H19/4/1
		例 1:引上げ幅が同じケース H19/4/1:15‰ H20/4/1:20‰ H21/4/1:25‰ H22/4/1:30‰ H23/4/1:35‰ (H23/4/2 以降に掛金を引き上げるこ
		とは不可) 例 2:引上げ幅が異なるケース H19/4/1:15‰ H20/4/1:19‰ H21/4/1:22‰ H22/4/1:24‰ H23/4/1:25‰ (H23/4/2 以降に掛金を引き上げることは不可)
		例 3:2 年毎に引き上げるケース H19/4/1:15‰ H21/4/1:20‰ H23/4/1:25‰ (H23/4/2 以降に掛金を引き上げることは不可)
	・次の(ア)~(ウ)の要件を満たしていること。	
	(ア)掛金引上げの時期及びその掛金を規約に定めること。	
	(イ)段階引上げに基づく特別掛金収入現価は未償却過 去勤務債務残高を上回っていること。	・段階引上げにより新たな不足金が発 生するのを防ぐ趣旨。
		・数理上掛金と規約上掛金の端数処 理の範囲内で特別掛金収入現価 が過去勤務債務残高を下回るこ とは可。
	(ウ) 段階引上げ期間中の財政計算により特別掛金を見直すときには、従来の段階引上げ掛金に、後発債務に対応する特別掛金(新たに段階引上げ償却する場合を含む。)を加えたものとし、又は、前記(6)-ウー(イ)、前記ア若しくはこのエ(見直し後の特別掛金は見直し前の特別掛金を下回らないものとすること。)に定めるところにより計算するものであり、従来の段階引上げの最終段階の掛金のみを引上げるものでないこと。	

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	<各償却方法共通・相互事項> ・代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分は原則として同一の償却方法を用いる。 ・後発債務は原則として先発債務と同一の償却方法を用いる。	・移行に伴う評価損償却のための特別 掛金は、償却方法を異にすることが できる。
	・償却方法を変更する場合、掛金額が低くなる変更はできない。 ただし、定率償却から他の償却方法への変更の場合であって、上記で定義された定率償却の場合の予定償却期間以内の償却年数とするときはこの限りではない。	・「掛金額が低くなる変更」の判定における「財政計算前の特別掛金」は、「数理上特別掛金(数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金同士では、(変更前後とも)数理上特別掛金同士で比較を行うこと。ただし、前回の財政計算時に掛金引上げ猶予を適用した財政計算時における数理上特別掛金」は、「掛金引上げ猶予を適用した財政計算時における数理上特別掛金」とし、当該判定においては、(変更前後とも)数理上特別掛金同士で比較を行うこと。・定率償却から他の償却方法への変更の場合で、掛金額が減少するときは、予定償却期間の算定根拠を申請書の備考欄に簡記すること。・定率償却のままで償却のままで償却のままで償却のままで償却を申請書の備考欄に簡記すること。
第4-4-(8) 特例掛金	「特例掛金(前記(5)のイ及び後記5に規定する特例掛金を除く。以下当号において同じ。) は、毎事業年度、予算に用いる基礎数値を基に算定すること。 当該年度に係る特例掛金の総額が、特例掛金を徴収しなかったとした場合に生ずると見込まれる年金経理の当年度不足金の額を原則として超えないものとすること。」	a. 特例掛金の徴収を行おうとする場合には、当該特例掛金に係る規約変更の認可申請を事業年度開始の1ヶ月前までに提出すること。 b. 特例掛金の期中の変更は、期中に給付設計の変更等により財政計算を行ったために、当年度剰余金が見込まれることとなる場合を除いては認められない。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
第4-4-(9) 留意事項		
―ア 掛金の額の算定 方法	【基本的考え方】 ・掛金の額は、原則として、給付の内容が同一の集団においては、同一の算定方法によること。	
	掛金の額は給付の額の算定の方法と同一とすることを原則とする。  ・定率給付の場合 定率法 ・定額給付の場合 定額法が原則  異なる方法による場合は、将来のベースアップによる財政の健全性への影響に留意すること。	・特別掛金、特例掛金については、給 与、加入員によらない固定額による 拠出も可能
一イ 設立事業所ごと に異なる特別掛 金の算定方法	【基本的考え方】 事業所間の公平性及び基金財政全体への影響を考慮して、基金と相談の上、合理的に決定する。 ・前記アに定めるところによらず、未償却過去勤務債務残高について、次の①又は②の方法により、設立事業所ごとに配分した額に基づいて、設立事業所ご	・例えば加算部分のみといったよう に、ある給付区分のみ、設立事業 所ごとの特別掛金を設定すること
	とに特別掛金を算定することができる。  ①未償却過去勤務債務残高を按分する方法 未償却過去勤務債務残高を下表に掲げるいず れかの比率に応じて按分した額を各設立事業所 に係る未償却過去勤務債務残高とする方法	・給付区分特例を実施している場合は、給付区分でとに区分された資産額により、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、設立事業所ごとに特別掛金を設定する。
	②未償却過去勤務債務残高の変動分(後発債務分) を按分する方法 未償却過去勤務債務残高から特別掛金収入現 価と特例掛金収入現価の合計額(注)を控除した 額を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分 した額に、各設立事業所の当該特別掛金収入現価 を加算した額を各設立事業所に係る特別掛金収 入現価とする方法	・「未償却過去勤務債務残高から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額」が負となる場合も当該按分方法を適用できる。
	(注) 当該合計額は、直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における額とする。なお、当該財政計算の基準日における額とした場合の「特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額」は財政計算前の額とする。	
	<ul><li>一部の設立事業所に係る給付設計の変更に伴う 財政計算を行う場合には、当該財政計算前の当 該設立事業所の特別掛金収入現価に変更前後 の数理債務の差額(差分額)を加算した額を、 当該財政計算後の当該設立事業所の特別掛金</li></ul>	・差分額は、当該給付設計の変更に 起因する額に限る。なお、当該給付 設計の変更に起因しない計算基礎 率の変更による額を含むことはで きない。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	収入現価とすることができる。    按分比の基準   按分比の基準日	・全部又は一部の設立事業所における受給権者に係る数理債務、最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の合計額を資産額から控除(先取り)する場合は、当該受給権者に係る数理債務、最低責任準備金及び最低責任準備金調整額を左表の①又は②における「数理債務+最低責任準備金計算額は、基金上準備金十最低責任準備金調整額は、基金全体の最低責任準備金調整額は、基金全体の最低責任準備金調整額を設立事業所ごとの過去期間代行給付現価の比により按分した額とする。 ・編入時の特別掛金以外において、財政計算ごとに(後発債務分の)特別掛金を区分して設定する(例:第1特別掛金、第2特別掛金、第3特別掛金、…)ことがで
	・編入時の特別掛金以外において、第4-4-(6) ーウー(ア)により先発債務分特別掛金と後発債務分特別掛金をそれぞれ算定(後発債務分特別掛金の算定においては、予定償却完了日は同一とする。)したうえで両者を合算して特別掛金を設定する場合は、(最終的に)各設立事業所間で予定償却完了日を揃えること。この場合、予定償却完了日を揃えた後の全設立事業所合算の特別掛金額が、(後発債務の予定償却完了日を同一として算定した)予定償却完了日を揃える前の全設立事業所合算の特別掛金額と同一となるように、各設立事業所に共通の予定償却完了日を設定すること。 なお、この場合、財政計算後の特別掛金が第4-4-(6) ーウー(ア)の要件を満たすかどうかは、設立事業所単位ではなく、制度全体(給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位)の特別掛金額で判定する。 ・未償却過去勤務債務残高が零を下回る設立事業所がある場合には、他の設立事業所の未償却過去勤務	きる。この場合、財政計算ごと(各 財政計算時の後発債務分ごと)に 予定償却期間・償却割合を別に設 定できるが、同一財政計算時に設 定する特別掛金の予定償却期間・ 償却割合は、各設立事業所で同一 とすること。 ・編入時の特別掛金以外において、 第4-4-(6) - ウ-(イ)又は第4 -4-(6) - エにより(各設立事業 所の予定償却完了日を同一とし て)設立事業所ごとの特別掛金を 算定する場合においても、財政計 算後の特別掛金が第4-4-(6) - エの 要件を満たすかどうかは、設立事業 所単位ではなく、制度全体(給 付区分ごとに異なる予定償却完了 日を設定している場合は、 当該給 付区分単位)で判定する。 ・制度全体の特別掛金収入現価を増 加させない範囲で、別途積立金を

財政運営基準	実務基準内容	備考
	債務残高から当該下回る額を控除すること。 なお、控除される他の設立事業所が複数ある場合 は、合理的な方法により按分した額を各設立事業所 の未償却過去勤務債務残高から控除すること。	積み増すことは可(給付区分特例 を実施している場合は、給付区分 ごとに、別途積立金の積み増しの 可否を判定すること)。 (例示) 合理的な方法 採用した上表の①又は②の按分 方法に準じて按分した額とする。
一ウ 設立事業所が 増加する場合	・設立事業所が増加する場合は、当該増加に係る財政計算の基準日における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高に基づいて、特別掛金を算定することができる。この場合、給付区分が同一の既存設立事業所と同一の償却方法とする必要があるが、予定償却期間・償却割合は別に設定することができる。	・当該設立事業所の未償却過去勤務 債務残高は、当該基準日における 当該設立事業所に係る(数理債務 +最低責任準備金+最低責任準備 金調整額)- (当該増加に伴い基 金が受換した資産)の額とする。 なお、当該増加に伴い基金が受換 した資産については、当該財政計 算の基準日時点で見込まれる額と する。
		・基金設立、基金合併、権利義務の 承継又は給付区分を新たに設ける 場合(当該給付区分に係る特別掛 金に限る。)も同様の取扱いとな る。
	・設立事業所の増加時(編入時)における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高の償却に係る特別掛金(編入時の特別掛金)については、次回以降の財政計算においても、その未償却分の償却に係る予定償却期間・償却割合を個別に設定して特別掛金を算定することができる。なお、当該予定償却期間・償却割合の設定にあたっては、第4-4-(6)又は第4-4-(7)に準じること。	・次回以降の財政計算において、編入時の特別掛金(左記)とそれ以外の特別掛金(後発債務分)を合算して一つの特別掛金として設定することができる。なお、当該特別掛金の設定にあたっては、編入時における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高のうち未償却分がある場合に限り、当該設立事業所の予定償却完了日と異なってもよい。(この場合、当該設立事業所の予定償却完了日と異なってもよい。(この場合、当該設立事業所の予定償却完了日は、第4-4-(6)-ウ-(ア)に準じて設定すること。)
	・設立事業所が増加する場合において、財政計算を行 うべき場合に該当しない場合については、制度全体 の財政計算を行わず、当該設立事業所の未償却過去 勤務債務残高に係る特別掛金のみを算定すること ができる。	・増加する設立事業所の過去勤務債務から特別掛金を算定し、制度全体の繰越不足金の解消はしない取扱い。なお、既存設立事業所に適用している特別掛金を増加する設立事業所に適用することも可。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
一工 承継事業所償 却積立金を有 する設立事業 所が特別掛金 を拠出するこ ととなるとき	《承継事業所償却積立金を設けている場合の取扱い》 ・承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金をとりくずし、特別掛金に充当する(特別掛金額から控除する)。	
一才 規約上掛金	【基本的考え方】 ・原則、数理上掛金を四捨五入して算出する。	
	<ul> <li>1. 代行部分標準掛金</li> <li>・規約上標準掛金は、免除保険料率とすること。この場合において、財政計算と同時に代行保険料率を算定した場合には、当該代行保険料率を千分率で四捨五入した値(50%を上回っている場合は50%、24%を下回っている場合は24%)が免除保険料率であるものとする。</li> <li>2. 基本プラスアルファ部分標準掛金</li> </ul>	<ul> <li>・代行部分標準掛金・基本プラスアルファ部分標準掛金の設定事例は別紙参照のこと。</li> <li>・丈比べの経過措置を適用している場合は、丈比べした後の代行保険料率を基準とした免除保険料率であることに留意すること。</li> </ul>
	・規約上標準掛金は、数理上標準掛金を千分率未満を四捨五入することを原則とする。財政計算前の基本プラスアルファ部分標準掛金を据置くこと、及び数理上標準掛金の端数を切上げることも可。ただし、数理上標準掛金が1‰未満となる場合は、万分率未満を切上げたものとすることができる。	・規約上標準掛金が、数理上標準掛金を四捨五入したものを下回ることは不可 ・数理上標準掛金が0.5%未満の場合は、規約上標準掛金を0.5%にし、数理上標準掛金が0.5%以上1%未満の場合は、規約上標準掛金を1%とすることも可。 ・基本部分の規約上標準掛金(代行部分規約上標準掛金+基本プラスアルファ部分規約上標準掛金)を据置くように基本プラスアルファ部分規約上標準掛金を定めることも可。
	3. 加算部分標準掛金	
	・規約上標準掛金は、数理上標準掛金を四捨五入することを原則とする。据置き及び端数を切上げることも可。	・規約上標準掛金が、数理上標準掛金 を四捨五入したものを下回ること は不可
	4. 特別掛金(代行部分・基本プラスアルファ部分・ 加算部分共通)	
	・規約上特別掛金は、数理上特別掛金を四捨五入することを原則とするが、健全性に配慮して端数を切上げることも可。	・基本部分の規約上特別掛金は、代 行部分、基本プラスアルファ部分 のそれぞれで算出すること。 ((代行部分の数理上特別掛金+

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		基本プラスアルファ部分数理上 特別掛金)を四捨五入するなどし て設定することは不可)基金規約 に表示する基本部分の特別掛金 は、代行部分の規約上特別掛金+ 基本プラスアルファ部分の規約 上特別掛金とすること。
一カ 予定利率を引き 下げる場合	《今回の財政計算で予定利率を引き下げる場合の取扱い》 【基本的考え方】 ・予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却については、予定償却期間を最大30年とすることができる。	・原則として予定利率を引き下げた給付区分で償却を行うこと・別途積立金がある場合は、別途積立金の全額を取り崩さずに当取扱いを行うことは不可・今回の財政計算で予定利率を引き下げる場合、当該力によらず第4-4-(5)、(6)及び(7)の規定に基づき特別掛金の額を算定することは可。
	・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」とそれ 以外の過去勤務債務の額について異なる償却方法を 用いることができる。	<ul> <li>「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を定率償却することは不可。</li> <li>「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」とそれ以外の過去勤務債務の額について、それぞれ算定した特別掛金の額について合算した上で一本の予定償却期間を設定し直すことは不可。</li> <li>・第4-4-(9) -イに基づき設立事業所ごとに「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」に係る特別掛金を算定することができる。</li> </ul>
	・今回の財政計算において計算した数理債務の額から 控除する特別掛金収入現価、特例掛金収入現価は以 下の通りとする。 特別掛金収入現価 今回の財政計算前の特別掛金率(額)及び予定 償却期間に対し、引き下げ後の予定利率を用い て計算される収入現価 特例掛金収入現価 引き下げた予定利率に基づき第4-4-(5)- イにより計算される積立不足の予想額	
	・予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から控除する特別掛金収入現価、特例掛金収入現価は以下の通りとする。 特別掛金収入現価 今回の財政計算前の特別掛金率(額)及び予定 償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用い	

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	て計算される収入現価 特例掛金収入現価 今回の財政計算前の特例掛金及び予定償却期間に 対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される 収入現価	・第4-4-(5) -イによる特例掛金収入現価が対象
	・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」は今回 の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を上限 とする。	
	・予定利率の引き下げと同時に財政再計算、変更計算を行う場合、「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」は予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映してから、予定利率の変更による差額で算定する。 また、予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から控除する特例掛金収入現価は予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映した特例掛金及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価で算定する。	・「予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映して計算した数理債務」を計算する際の標準掛金は、予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映して計算した標準掛金を使用する必要があることに注意すること
	≪前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合の 取扱い≫ 【基本的考え方】 ・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を見込む方法を継続する場合、前回の財政計算において計算 した特別掛金のうち、予定利率引下げによる過去勤務 債務の額に係る額は前回の財政計算において計算した 額とする。	・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を見込む方法を継続しない場合、前回の財政計算において計算した特別掛金のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る残余償却期間が20年以上である場合は当該先発分の償却期間は20年を上限とする。
	・予定利率を引き下げた財政計算(A)後の財政計算は以下が該当 ① Aと計算基準日、制度変更日ともに同一の財政計算 (申請書類等は別々に作成する) ② 制度変更日がAよりも後の財政計算 ③ 計算基準日がAよりも後の財政計算 ④ 制度変更日、計算基準日ともにAよりも後の財政計算	
第4-5 最低積立基準 額及び最低責任 準備金の確保	・給付区分特例を実施している場合には、特例掛金を 設定するにあたり、基金全体で算定した額を、資産 額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的 な方法に基づき給付区分ごとに配分すること。	・当該財政検証の基準日までを基準日 として財政計算を行った場合でも、 非継続基準の判定自体は当該財政計 算反映前の財政決算に基づき行うこ

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		と。判定自体に当該財政計算を反映 することは不可。(ただし、財政決 算自体に当該財政計算を反映したと きは、この限りではない。)
第4-5-(1) 確保の方法	「第4-1-(3)-カ」に該当する基金(指定基金を含む。)は、A+Bが翌事業年度における掛金を上回った場合には、当該上回った額を翌々事業年度の掛金の額に追加して(特例掛金として)拠出する。A:当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額一当該事業年度の最低積立基準額。B:積立比率に応じて以下の(1)、(2)の大きい方の額を下限額とし、積立不足(最低積立基準額一純資産額)を上限額として規約で定めた額  なお、翌事業年度に第4-5-(1)に定める特例掛金(前事業年度の積立不足に対して拠出するもの)、厚生年金基金令第41条の6に定める掛金、及び、厚生年金基金規則第32条の3の3に基づいて拠出する掛金がある場合には、純資産の額に当該拠出額を加えた額を純資産額と読み替えてBの額を算定する(下記(1)、(2)の額の算定にあたって使用する純資産額についても同様の読替えを行う)こと。	翌事業年度の掛金には、第4-4-(8)に定める特例掛金、第4-5-(1)に定める特例掛金、厚生年金基金令第41条の6に定める掛金、及び、厚生年金基金規則第32条の3の3に基づいて拠出する掛金は含まれない。また、翌事業年度の掛金については、実績の掛金によるほか、財政検証時点の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。
	○当該財政検証の基準日までを基準日とする財政計算 を行ったときは次のとおり取扱う。	当該財政検証の基準日までを基準日として合併・分割・権利義務移転又は 承継による財政計算を行ったときは 第4-5-(1)の純資産額も当該財政 計算を反映したものとすること。
	・上記Aについて、給付増額・減額にかかわらず当該 財政計算を反映した当該事業年度の最低積立基準額 及び当該事業年度の翌事業年度における最低積立基 準額の見込額を用いること。 ・上記Bの積立比率及び積立不足の算出に用いる最低 積立基準額についても当該財政計算の内容を反映す ること。この場合において、積立不足は0を下限と し、下記(1)の積立比率(純資産額/最低積立基準額) が1.0以上となったときの下記(1)の額は0とする こと。	・ただし、平成 27 年度の末日までの日を基準日とする財政検証においては、左記「1.0」は下記数値に読み替える。    基準日が平成 24 年度の末日の場合   0.92   基準日が平成 25 年度の末日の場合   0.94   基準日が平成 26 年度の末日の場合   基準日が平成 27 年度の末日の場合   1.98   0.98   0.98   0.98
	・当該財政計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌 事業年度における掛金」を算出すること。	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	(1)最低積立基準額に対する不足額に対応する額 ・純資産額/最低積立基準額が0.8未満の場合 (最低積立基準額×0.8-純資産額)/5+最低積立基準額/60 ・純資産額/最低積立基準額が0.8以上0.9未満の場合 (最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額/150 ・純資産額/最低積立基準額が0.9以上1.0未満の場合 (最低積立基準額一純資産額)/15	
	(2) 最低責任準備金に対する不足額に対応する額 ・純資産額/最低責任準備金が1.0未満の場合 (最低責任準備金ー純資産額)/5+最低責任準備 金/200 ・純資産額/最低責任準備金が1.0以上1.05未満の 場合 (最低責任準備金×1.05ー純資産額)/10	
	○当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込み額 当年度上乗せ部分最低積立基準額× {(1+当年度 予定利率) / (1+翌年度予定利率) } "(※) 一前年度上乗せ部分最低積立基準額× {(1+前年度予定利率) / (1+前年度予定利率) / (※) +翌年度最低責任準備金増減見込み額+当年度最低積立基準額(☆)として算定することができる。 n=20 (未償却額の予定利率変換用の係数と同じ考え方)	【計算にあたっての留意事項】 ・上乗せ部分最低積立基準額の見込み額は、前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率通りの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。
		(例示) リストラ等による大量退職の補整 〜当該大量退職で減少した最低積 立基準額相当額が一時金給付額と 同等であるとみなし、算式(☆)に加 える等の合理的な補整を行う。
		・制度変更を行った場合には、新制度 の前年度最低積立基準額が存在し ないため、制度変更の内容に応じて 合理的な補整を行うものとする。
		(例示) 当年度における制度変更前後の上 乗せ部分の最低積立基準額比若し くは数理債務比を用いて、簡便的に 前年度における制度変更後の上乗 せ部分の最低積立基準額をみなし

財政運営基準	実務基準内容	備  考
財政運営基準	実務基準内容	備 考 計算し、算式(☆)に適用する。 ・翌年度最低責任準備金増減見込み額は基金の状況に応じて合理的に算定するものとする。 (合理的な算定方法の例示) ①当年度最低責任準備金×(1+翌年度最低責任準備金付利利率) 一前年度最低責任準備金(1+当年度最低責任準備金付利利率) ②当年度最低責任準備金付利利率 ②当年度最低責任準備金付利利率 ②当年度最低責任準備金付利利率 率)/(1+当年度最低責任準備金付利利率) (1+当年度最低責任準備金付利利率) ③(当年度免除保険料等一当年度最低責任準備金付利利率) ③(当年度免除保険料等一当年度最低責任準備金付利利率) ③(当年度免除保険料等一当年度最低責任準備金付利利率) ・上記の免除保険料等には権利義務の承継等を含む。また、代行行給付費等)×(1/2) +当年度最低責任準備金付利利率 ・上記の免除保険料等には権利義務の承継等を含む。また、代行行治付費があるまた。 ・最低責任準備金付利利率は、各年度の4~12月と1~3月に適用される付利利率を期間按分したもの。 ・翌年度中に代行給付費が大幅に変め要に応じて合理的な補整を行うものとする。
第4-5-(2) 経過措置	平成28年3月31日までの間において「第4-5-(1)」 を適用する場合は、「(1)最低積立基準額に対する不足 額に対応する額」は次のとおりとする。	

財政運営基準	実務基準内容	備考
①第4-5- (1)の方法の経	・純資産額/最低積立基準額が0.8未満の場合	
過措置	平成 24 年度 (最低積立基準額×0.8-純資産額)/5 +最低積立基準額×17/1,500	
	平成 25 年度 (最低積立基準額×0.8-純資産額)/5 +最低積立基準額×19/1,500	
	平成 26 年度 (最低積立基準額×0.8-純資産額)/5 +最低積立基準額×21/1,500	
	平成 27 年度 (最低積立基準額×0.8-純資産額)/5 +最低積立基準額×23/1,500	
	・純資産額/最低積立基準額が0.8以上0.9未満の場合	17
	平成 24 年度 (最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×2/1,500	
	平成 25 年度 (最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×4/1,500	
	平成 26 年度 (最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×6/1,500	
	平成 27 年度 (最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×8/1,500	
	・純資産額/最低積立基準額が0.9以上の場合	
	平成 24 年度 (最低積立基準額×0.92 一純資産額) /15	
	平成 25 年度 (最低積立基準額×0.94 一純資産額)/15	
	平成 26 年度 (最低積立基準額×0.96 一純資産額)/15	
	平成 27 年度 (最低積立基準額×0.98 -純資産額)/15	
	上記金額が0未満となる場合は、0とする。	
②積立水準の回 復計画を作成し て積立不足を解 消する方法	平成28年度までの財政検証において、「第4-1-(3)-カ」に該当した基金は積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消することも可能とする。	- カーにより、多甲計量の対象基金。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		のとおり。
②-ア 積立水準の回復 計画	財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7か年以内に、純資産額が最付積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれからい額を上回ることが見込まれるような積立計画を作りし、基準日の翌々日から起算して1か年以内に当該画を実施すること。 ただし、平成27年度の末日までの日を基準日とする財政検証においては、上記「最低積立基準額」を下記のとおり読み替える。	<ul> <li>・積立計画の作成         →財政運営基準別添2「様式③ーカ</li></ul>
	基準日が平成 24 年度の末日 の場合 最低積立基準額×0.92	
	基準日が平成25年度の末日 の場合 最低積立基準額×0.94	
	基準日が平成 26 年度の末日 の場合 最低積立基準額×0.96	
	基準日が平成 27 年度の末日 の場合 最低積立基準額×0.98	
	<ul> <li>・計画が予定どおりに行かず計画を修正する場合は、再度、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7か年以内に回復する計画を作成する。</li> <li>・度々計画の修正が必要となる場合には、回復計画の手法を見直す等により、そのような事態を避けられるように工夫すること。</li> </ul>	とが出来る(7 か年を超えることも可)。
②一イ- (ア) 純資産額	純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提は、金の運用利回りの過去 5 事業年度の実績の平均、計作成時における最低積立基準額の予定利率、法第 2 の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通しにおけず運用利回りのうち最も高い率を上回らないものとすると。 なお、財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の利用利回りについては、直近までの運用利回りの実績は基づき適切に見込むことは可。  「法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見ばしにおける運用利回り」に関する予測値については、この場合、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書又は指定基金に関する通知に記載の厚生年金の名目が用利回りを用いる。	国の実績の平均について、設立から 5 事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること ① 設立以降の期間における平均 ② 確定給付企業年金から移行している場合、または合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近 5 事業年度以内の平均(移行により決算月を変更している場合や、確定給付企業年金として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合には必要
	TABLISE A CAUX SO	(例示) ・平成 24 年度末決算において第 4-1-(3)ーカに該当(非継続基準に抵 触)し、回復計画の継続実施する場

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		合、又は回復計画を策定(再策定を 含む)する場合において、「計画策 定時における最低積立基準額の予定 利率」を用いる場合には、平成25 年度に適用させる最低積立基準額の 予定利率を用いる。ただし、当該利 率に0.8以上1.2以下の数を乗じた 率を予定利率とすることについて代 議員会で議決している場合は、その 率を用いる。
		業年度の実績の平均を算定する場合には、例えば以下を用いる。 ・時価ベース利回りの平均
	平成21年財政再計算における運用利回りの した予測値	の前提を基に
	平成23年1月~12月 1.47%	
	平成24年1月~12月 1.78%	
	平成 25 年 1 月~12 月 1.92%	<u>,                                     </u>
	平成26年1月~12月 2.03%	<u>,                                     </u>
	平成27年1月~12月 2.23%	<u>.                                    </u>
	平成28年1月~12月 2.57%	<u>,                                     </u>
	平成29年1月~12月 2.91%	<u>.                                    </u>
	平成30年1月~12月 3.39%	<u>,                                     </u>
	平成31年1月~12月 3.65%	<u>-  </u>
	平成32年1月~12月 3.85%	
	平成33年1月~12月 4.00%	<del>- </del>
	平成34年1月以降 4.10%	<u>-</u>
②-イ- (イ) 最低積立基準額 - b代行部分	・最低責任準備金の将来予測に用いる「年の厚生年金勘定に係る積立金の運用利にについては、「法第2条の4第1項にたの現況及び見通しにおける運用利回り」この場合、厚生労働省発行の「年金積で書」又は指定基金に関する通知に記載の名目運用利回りを1年9ヶ月ずらした数る。	回り」の前提 規定する財政 」を用いる。 立金運用報告 の厚生年金の 数値を使用す
	・回復計画策定時に公表されている「年金厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り行う必要がある。	

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		る。 ・なお、代議員会の日程等によりやむを得ない場合は、上記の付利利率を設定する際に、「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」として実績値に替えて見込値を用いることも可とする。ただし、見込値を使用できるのは、当該見込値が実績値以上である場合に限るものとする。
②一イー(ウ)加入員数	過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこと。	(新規加入員数の見込みについての例示) ・過去5事業年度の人数平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の新規加入率(新規加入員数・総加入員数)平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の人数実績の最大と最小を除外した、3事業年度の人数平均 ・過去5事業年度の人数実績の中間年度(人数実績の大きな年度から数えて3番目の年度)の実績値 ・設立から5事業年度経過していない場合は②ーイー(ア)備考欄に準じて見込むこと。
②一ウ積立水準回復のための方法	積立水準が回復するまでの間は、原則として、同じ掛金水準を設定すること。 積立水準の回復計画に基づく掛金の額が、回復計画を作成しなかった場合の掛金の額を上回る場合にあっては、当該上回る額を特例掛金として徴収すること。 ・給付改善や再計算等により、計画の残余期間内に回復が見込まれる場合には、特例掛金の徴収を中止したり、掛金率を引き下げたりすることができる。	・この特例掛金は、予算通知の特例掛金、次回再計算までの積立不足に対する特例掛金とは別個のもので、その水準は、回復計画の将来予測により決定する。 ・変更計算を行った場合の「回復計画を作成しなかった場合の掛金の額」は変更計算後の額とする。
②-エ 掛金の段階引き 上げ	前記ウの方法により作成された積立水準の回復計画に基づいて掛金を負担することが母体企業の経営状況等により極めて困難であると認められる場合は、当分の間、前記4によって設定される掛金を下回らない範囲で、5ヵ年以内に定期的かつ引き上げ幅が経年的に大きくならない方法により段階的に掛金を引き上げる掛金により積立水準の回復計画を作成することができる	・初回の掛金引上げを基準日の翌々日より起算して1年を超えるように設定することは不可。 ・定期的であれば1年毎の他に2年毎などの方法も可。 ・「引上げ幅が経年的に大きくならない方法」とは、n年後の引上げ幅

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	こと。	がk (0≦k≦n−1) 年後の引上げ 幅以下となることをいう。
		(例示) 計算基準日:H 25/3/31 掛金初回引上げ日:H26/4/1
		例 1:引上げ幅が同じケース H26/4/1:3‰ H27/4/1:6‰ H28/4/1:9‰ H29/4/1:12‰ H30/4/1:15‰ (H26/4/2 以降に掛金を引き上げることは不可)
		例 2:引上げ幅が異なるケース H26/4/1:5‰ H27/4/1:9‰ H28/4/1:12‰ H29/4/1:14‰ H30/4/1:15‰ (H26/4/2 以降に掛金を引き上げることは不可)
		例 3:2 年毎に引き上げるケース H26/4/1:5‰ H28/4/1:10‰ H30/4/1:15‰ (H26/4/2 以降に掛金を引き上げることは不可)
②一才 指定基金に関す る留意点	指定基金が積立水準の回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成すること。また、積立水準の回復計画の前提が健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。	
②一カ 実施状況の報告	第 4-1-(3) - 力に該当(非継続基準に抵触)する場合であって、積立水準の回復計画を既に実施しているときは、積立水準の回復がなされるまでの間、毎事業年度の財政検証に併せて、積立水準の回復計画の実施状況を財政運営基準別添 2「様式⑪ー積立水準回復計画の実施状況」により報告する。	
②一キ 第 4-1-(3) -カ に基づく変更計 算の留保	積立水準の回復計画を既に実施しており、当該計画の 予定する時点までに純資産額が最低積立基準額又は 最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回るこ とが見込まれる場合には、第4-1-(3) ーカに基づく変 更計算は要しない。 ただし、平成27年度の末日までの日を基準日とする財 政検証においては、上記「最低積立基準額」を下記の	回復計画の再策定の場合は、実施中の回復計画最終年度までに、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回るような計画を作成することも可(7年を超えることも可)。ただし、平成27年年度の末日までの日を基準とする財政検証において

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	とおり読み替える。	は、上記の「最低積立基準額」を左記のとおり読み替える。
	基準日が平成 24 年度の末日 の場合 最低積立基準額×0.92	
	基準日が平成 25 年度の末日 の場合 最低積立基準額×0.94	
	基準日が平成 26 年度の末日 の場合 最低積立基準額×0.96	
	基準日が平成 27 年度の末日 の場合 最低積立基準額×0.98	
第4-6 法附則第32条第1項の認可を受けた基金に係る積立金の確保 第4-7 年金数理人の確認 第4-7-(1) 数理に関する書 一一字 計算報告書	「財政再計算の内容は、基金規則第32条の2に規定する財政再計算報告書として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。」	
一イ変更計算基礎書類及び変更計算報告書	「変更計算の内容は、基金規則第3条第3号に規定する掛金の算出の基礎を示した書類とする場合には「変更計算基礎書類」、基金規則第32条の3に規定する掛金算出の基礎を示した書類とする場合には「変更計算報告書」として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。なお、予定脱退率、予定昇給指数又は新規加入員に関する算定基礎などの基礎率のうち変更していないものがある場合には、当該基礎率に係る書類を省略することができること。」	・この場合、代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じているときは、代行保険料率の算定を行うべき基金に該当することに留意する。 ・代行保険料率の算定に関する取扱いについて(年発第1510号)(別紙)代行保険料率の算定を行うべき基金等(1)代行保険料率の算定を行うべき基金等(1)代行保険料率の算定を行うべき基金等は、次のアからクまでのいずれかに該当するものであること。カ・代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じたことにより基金規則第2条第3号又は第32条の3に定める掛金の算出の基礎を示した書類を厚生労働大臣に提出する基金

財政運営基準	実務基準内容	備考
一ウ 掛金の算出の基 礎を示した書類	「基金設立時等の財政計算の内容は、基金規則第1 条第2号、同第4条第2項第2号又は同第5条第2 項第2号に規定する掛金の算出の基礎を示した書類 として、別添2の様式一覧に定める書類に記入する こと。」	7月 45
第4-7-(2) 年金数理人の確 認	「前記(1)の各号に定める書類の提出にあたっては、 当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び署名押印を得ることとし、基金規則第75条第2項に規定する年金数理人の所見を添付すること。 また、年金数理人自身が財政再計算を行った場合には、基金規則第32条の2第3号の規定による所見と併せて記入することができること。」	・財政再計算報告書の「再計算を行った者の所見」の記入は省略可能。  ・この他、年金数理人が確認するものは次のとおり。 ・財政検証の内容 (第3-9)・別途積立金のとりくずし内容 (第5-3)・年金経理から業務経理への繰入れ計画 (第9-6)・企業型年金への資産の移換 (第12-3)
第4-8 財政計算結果の 取扱い		
第4-8-(1) 規約の変更	前記1の(2)の各号、(3)のイ〜カのいずれかに該当し、規約に定める掛金を変更する必要が生じたときは、基準日の翌々日から起算して1か年以内に規約の変更を行うこと。	・第4 財政計算 1. 財政計算を行うべき場合 (2) 財政再計算 ア. 基金を設立した日から36月 が経過した日の属する事業 年度が終了した場合 イ. 直前の財政再計算の基準日 の翌々日から48月が経過し た日が属する事業年度が終 了した場合 ウ. 全ての基礎率を見直した場 合
		(3) 変更計算 (ア. 給付の変更) イ. 給与規程の変更 ウ. 定年延長 エ. 加入員数の大幅変動 オ. 責任準備金の確保 カ. 最低積立基準額及び最低責 任準備金の確保 (キ. 掛金に係る規約の変更) (ク. 合併及び分割) (ケ. 給付の支給に関する権利義 務の移転及び承継) (コ. 特例掛金に係る規約の変更) サ. 法附則第32条第1項の認可 を受けた基金に係る積立金の 確保

財政運営基準	実務基準内容	備 考
		・上記イ〜カ、サに該当する場合 は1年を待たずにすみやかに規 約変更を行うよう努める。
		[例示] 財政再計算(平成10年度)の場合 ・基準日 : 平成11年3月末日 ・規約変更: 平成12年4月1日まで
第4-8-(2) 書類の提出方 法		
- <i>P</i>	財政再計算報告書は、代議員会の承認を得た上で、基 準日の翌日から起算して8か月以内に厚生労働大臣 に提出すること。	
-1	変更計算基礎書類及び基金設立時等の掛金の算出の 基礎を示した書類は、認可申請書に添付して厚生労働 大臣に提出すること。	
ーウ	変更計算報告書は、該当した日の翌日から起算して1 1か月が経過した日が属する月の末日までに厚生労 働大臣に提出すること。	
一工	前記イとウにかかわらず、前記1の(3)のオ、カ、サのいずれかに該当する場合は、該当することとなった 財政検証の基準日の翌日から起算して11か月以内に、 規約変更の認可申請を行うか、その必要がない場合に は変更計算報告書を厚生労働大臣に提出すること。 また、前記1の(3)の力に該当する場合であって、前 記4の(2)に掲げる方法により積立水準の回復計画を 作成しているときは、積立水準の回復がなされるまで の間、毎事業年度の財政検証に併せて、積立水準の回 復計画の実施状況を別添2の様式一覧に定める様式 により報告すること。	<ul> <li>・第4 財政計算</li> <li>1. 財政計算を行うべき場合</li> <li>(3) 変更計算</li> <li>オ. 責任準備金の確保</li> <li>カ. 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</li> <li>サ. 法附則第32条第1項の認可を受けた基金に係る積立金の確保</li> <li>[例示]</li> <li>基準日が平成11年3月末日の場合・財政再計算報告書平成11年11月末日まで・変更計算報告書平成12年2月末日まで(前記1-(3)-オ、カ、サの場合)</li> </ul>